

衆第百九十三回国会

憲

法

審

会

議

錄

第一

号

平成二十九年三月二十三日(木曜日)

午前九時開議

出席委員

会長 森 英介君

幹事 上川 陽子君

幹事 船田 匠君

幹事 武正 公一君

幹事 北側 一雄君

幹事 青山 周平君

幹事 安藤 裕君

幹事 池田 佳隆君

幹事 大塚 高司君

幹事 鬼木 誠君

幹事 佐々木 紀君

幹事 園田 博之君

幹事 高木 宏壽君

幹事 土屋 正忠君

幹事 福山 守君

幹事 村井 英樹君

幹事 三ツ林裕巳君

幹事 星野 野田 肇君

幹事 宮崎 政久君

幹事 保岡 興治君

幹事 山下 貴司君

幹事 奥野 総一郎君

幹事 北神 圭朗君

幹事 中川 正春君

幹事 古本伸一郎君

幹事 山尾志桜里君

幹事 齐藤 鉄夫君

幹事 赤嶺 政賢君

幹事 足立 康史君

幹事 照屋 寛徳君

幹事 小沢 銳仁君

幹事 大平 喜信君

幹事 小沢 銳仁君

幹事 大見 正君

幹事 後藤田正純君

幹事 佐藤ゆかり君

幹事 田畠 裕明君

幹事 青山 周平君

幹事 大見 正君

幹事 三ツ林裕巳君

幹事 後藤 祐一君

幹事 枝野 幸男君

幹事 後藤 祐一君

幹事 村井 英樹君

幹事 山際大志郎君

幹事 田畠 裕明君

幹事 青山 周平君

幹事 大見 正君

幹事 三ツ林裕巳君

幹事 後藤 祐一君

幹事 枝野 幸男君

幹事 後藤 祐一君

幹事 村井 英樹君

幹事 山際大志郎君

幹事 田畠 裕明君

幹事 青山 周平君

幹事 大見 正君

幹事 三ツ林裕巳君

幹事 後藤 祐一君

幹事 枝野 幸男君

幹事 後藤 祐一君

幹事 村井 英樹君

幹事 山際大志郎君

幹事 田畠 裕明君

幹事 青山 周平君

幹事 大見 正君

幹事 三ツ林裕巳君

幹事 後藤 祐一君

幹事 枝野 幸男君

幹事 後藤 祐一君

幹事 村井 英樹君

幹事 山際大志郎君

幹事 田畠 裕明君

幹事 青山 周平君

幹事 大見 正君

幹事 三ツ林裕巳君

幹事 後藤 祐一君

幹事 枝野 幸男君

幹事 後藤 祐一君

幹事 村井 英樹君

幹事 山際大志郎君

幹事 田畠 裕明君

幹事 青山 周平君

幹事 大見 正君

幹事 三ツ林裕巳君

幹事 後藤 祐一君

幹事 枝野 幸男君

幹事 後藤 祐一君

幹事 村井 英樹君

幹事 山際大志郎君

幹事 田畠 裕明君

幹事 青山 周平君

幹事 大見 正君

幹事 三ツ林裕巳君

幹事 後藤 祐一君

幹事 枝野 幸男君

幹事 後藤 祐一君

幹事 村井 英樹君

幹事 山際大志郎君

幹事 田畠 裕明君

幹事 青山 周平君

幹事 大見 正君

幹事 三ツ林裕巳君

幹事 後藤 祐一君

幹事 枝野 幸男君

幹事 後藤 祐一君

幹事 村井 英樹君

幹事 山際大志郎君

幹事 田畠 裕明君

幹事 青山 周平君

幹事 大見 正君

幹事 三ツ林裕巳君

幹事 後藤 祐一君

幹事 枝野 幸男君

幹事 後藤 祐一君

幹事 村井 英樹君

幹事 山際大志郎君

幹事 田畠 裕明君

幹事 青山 周平君

幹事 大見 正君

幹事 三ツ林裕巳君

幹事 後藤 祐一君

幹事 枝野 幸男君

幹事 後藤 祐一君

幹事 村井 英樹君

幹事 山際大志郎君

幹事 田畠 裕明君

幹事 青山 周平君

幹事 大見 正君

幹事 三ツ林裕巳君

幹事 後藤 祐一君

幹事 枝野 幸男君

幹事 後藤 祐一君

幹事 村井 英樹君

幹事 山際大志郎君

幹事 田畠 裕明君

幹事 青山 周平君

幹事 大見 正君

幹事 三ツ林裕巳君

幹事 後藤 祐一君

幹事 枝野 幸男君

幹事 後藤 祐一君

幹事 村井 英樹君

幹事 山際大志郎君

幹事 田畠 裕明君

幹事 青山 周平君

幹事 大見 正君

幹事 三ツ林裕巳君

幹事 後藤 祐一君

幹事 枝野 幸男君

幹事 後藤 祐一君

幹事 村井 英樹君

幹事 山際大志郎君

幹事 田畠 裕明君

幹事 青山 周平君

幹事 大見 正君

幹事 三ツ林裕巳君

幹事 後藤 祐一君

幹事 枝野 幸男君

幹事 後藤 祐一君

幹事 村井 英樹君

幹事 山際大志郎君

幹事 田畠 裕明君

幹事 青山 周平君

幹事 大見 正君

幹事 三ツ林裕巳君

幹事 後藤 祐一君

幹事 枝野 幸男君

幹事 後藤 祐一君

幹事 村井 英樹君

幹事 山際大志郎君

幹事 田畠 裕明君

幹事 青山 周平君

幹事 大見 正君

幹事 三ツ林裕巳君

幹事 後藤 祐一君

幹事 枝野 幸男君

幹事 後藤 祐一君

幹事 村井 英樹君

幹事 山際大志郎君

幹事 田畠 裕明君

幹事 青山 周平君

幹事 大見 正君

幹事 三ツ林裕巳君

幹事 後藤 祐一君

幹事 枝野 幸男君

幹事 後藤 祐一君

幹事 村井 英樹君

幹事 山際大志郎君

幹事 田畠 裕明君

幹事 青山 周平君

幹事 大見 正君

幹事 三ツ林裕巳君

幹事 後藤 祐一君

幹事 枝野 幸男君

幹事 後藤 祐一君

幹事 村井 英樹君

幹事 山際大志郎君

幹事 田畠 裕明君

幹事 青山 周平君

幹事 大見 正君

幹事 三ツ林裕巳君

幹事 後藤 祐一君

幹事 枝野 幸男君

幹事 後藤 祐一君

幹事 村井 英樹君

幹事 山際大志郎君

幹事 田畠 裕明君

幹事 青山 周平君

幹事 大見 正君

幹事 三ツ林裕巳君

幹事 後藤 祐一君

幹事 枝野 幸男君

幹事 後藤 祐一君

幹事 村井 英樹君

幹事 山際大志郎君

幹事 田畠 裕明君

幹事 青山 周平君

幹事 大見 正君

幹事 三ツ林裕巳君

幹事 後藤 祐一君

幹事 枝野 幸男君</

など、その説明が明確でなかつたために、恣意的な解散権の行使ではないかといふ議論が提起されたところでございました。さらには、日本の実務から離れ、世界の議会の解散権制限の動きなどの検討からも、内閣の自由な解散権については理論的な批判が出てきているところでございます。つまり、ドイツではボン基本法の制定された一九四九年当初から、またイギリスでは二〇一一年より、内閣の解散権を明文で、憲法または法律で制限しているところでござります。

その理由は、内閣に自由な解散権を与えた場合、例えば政権に不利な統計が発表される前の段階や野党の選挙の準備ができるない段階など、与党に有利なタイミングを選んでの党利党略での解散が横行する可能性があり、何らかの歯止めが必要だと考えられたものと、それが主な要因であるというふうに考へることができます。

そこで、解散権を制限すべきか否かを検討する前提として、そもそも衆議院の解散権とは何のためにある制度なのかということを検討してみたいと思います。

君主制の時代、あるいは君主主権と呼ばれる時代にありますては、君主が、国民代表たる議会に圧力をかけるために解散権を行使するという時代がありました。昔の君主主権の時代においては、議会の解散権は議会に対する君主からの懲罰といふ色彩があつたという指摘もあるところでござります。しかし、現在の国民主権原理を採用する現行憲法における解散権は、国民全体のために、より民主的な政治決定を行うために行使されるべきであることは論をまたないと思われます。

この観点から、議会の解散には大きく分けて二つの機能があるとされています。

すなわち、第一の機能は、内閣と議会が対立した場合、主権者国民にその対立の裁断をしてもらう、そうした機能でございます。内閣と議会の対立については、内閣不信任案が議会で可決された場合や信任決議が否決された場合、あるいは内閣採用しております。

が信任をかけた重要法案が否決された場合なども含まれます。こうした場合に、内閣の方針に沿う解散権については理論的な批判が出てきているところでござります。

また、解散の第二の機能は、国政選挙で問われたところができます。つまり、ドイツではボン基本法の制定された一九四九年当初から、またイギリスでは二〇一一年より、内閣の解散権を明文で、憲法または法律で制限しているところでござります。

なかつた重要な争点が新たに選挙後に発生した場合に、国民の意思を明確にするために、国民投票の代替として選挙を実施する機能です。これは、内閣と議会が必ずしも対立していない状態であつても、これまで民意の示されたことがない重要な論点が発生した場合を想定したものであります。

解散にこれらの機能があることからすれば、内閣と議会の対立が生じた場合と重要な争点が発生した場合には解散の大義があると言えるものと思われます。

そのほかに、内閣の基本的性格が変更された場合や選挙法の大改正が行われた場合、あるいは任期満了が迫っている場合など、そうした場合には解散を認める大義があるという議論もあります。

しかし、これらは、突き詰めれば、今申し上げました二つのいずれかに分類可能ではないかといふように思われます。

では、実務を離れて、現行憲法の条文を見たときには、どのような場合に解散権の行使が認められるかという点について解釈をしてみたいと思いま

す。

皆さんも御存じのとおり、憲法が明示的に解散権の行使を想定しているのは、内閣不信任案が可決された場合ないし信任決議が否決された場合の憲法六十九条のみであります。この文言から、解散権の行使は六十九条の場合に限られるという見解、解釈にも一定の支持があるところでござります。

しかし他方で、学説の多くは、憲法七条の文言または議院内閣制という制度を理由に、解散権の行使は六十九条の場合に限定されないと見解も採用しております。

こうした六十九条非限定説をとる学説も、純粹な党利党略での解散など、大義のない解散まで含められます。

しかししながら、残念なことに、冒頭に挙げた解説実務の前例を見る限り、解散権行使を制限する

な党利党略での解散など、大義のない解散まで含められます。内閣に完全に自由な解散権を認めているわけではありません。もつとも、憲法と評価しているわけではありません。もつとも、憲法には解散権を制限する手がありとなる文言があるという憲法解釈に立つのであれば、こうした法規に違憲の疑いは全く生じません。

また、仮に憲法が内閣に自由な解散権を与えていたとしても、今述べた法律の積み重ねにより、解散権を制限する慣行や判例の積み重ねにより、解散権を制限する慣行や判例、習慣を形成すべきと指摘をしてきたところであります。

あります。

しかししながら、残念なことに、冒頭に挙げた解説実務の前例を見る限り、解散権行使を制限する内閣と議会が必ずしも対立していない状態であつても、これまで民意の示されたことがない重要な論点が発生した場合を想定したものであります。

内閣と議会が必ずしも対立していない状態であつても、これまで民意の示されたことがない重要な論点が発生した場合を想定したものであります。

内閣と議会の対立が生じた場合と重要な争点が発生した場合には解散の大義があると言えるものと思われます。

そのほかに、内閣の基本的性格が変更された場合や選挙法の大改正が行われた場合、あるいは任期満了が迫っている場合など、そうした場合には解散を認める大義があるという議論もあります。

しかし、これらは、突き詰めれば、今申し上げました二つのいずれかに分類可能ではないかといふように思われます。

では、実務を離れて、現行憲法の条文を見たときには、どのような場合に解散権の行使が認められるかという点について解釈をしてみたいと思いま

す。

皆さんも御存じのとおり、憲法が明示的に解散権の行使を想定しているのは、内閣不信任案が可決された場合ないし信任決議が否決された場合の憲法六十九条のみであります。この文言から、解散権の行使は六十九条の場合に限られるという見解、解釈にも一定の支持があるところでござります。

現行憲法下で解散の前例が慣行や習慣を形成できなかつた一因は、内閣が解散の理由を議会で丁寧に説明したり、公式の解散理由を文書化し、明確にする手続がなかつたところに大きな原因があるというふうに思われます。法律で、解散権を行つて使用する場合には、解散の宣言から解散まで一定の時間を使い、衆議院で解散理由についての審議を行ふなどの手続を設ければ、少なくとも解散理由が不明確なまま総選挙に突入するという事態は防ぐことができるよう思われます。

こうした法律をつくる場合、解散権の行使を法

律で制限することは合憲かということが問われる

ことになりますが、この点、もともと憲法七条は

内閣に完全に自由な解散権を認めているわけではなく、合理的な制約を法律で設けることは許されるという憲法解釈に立つのであれば、こうした法規に違憲の疑いは全く生じません。

また、仮に憲法が内閣に自由な解散権を与えていたとしても、今述べた法律の積み重ねにより、解散権を制限する慣行や判例の積み重ねにより、解散権を制限する慣行や判例、習慣を形成すべきと指摘をしてきたところであります。

あります。

内閣と議会が必ずしも対立していない状態であつても、これまで民意の示されたことがない重要な論点が発生した場合を想定したものであります。

内閣と議会が必ずしも対立していない状態であつても、これまで民意の示されたことがない重要な論点が発生した場合を想定したものであります。

内閣と議会が必ずしも対立していない状態であつても、これまで民意の示されたことがない重要な論点が発生した場合を想定したものであります。

場合にのみ解散権が行使できるとされておりまして、し、イギリスの議会任期固定法においては、基本的には不信任が可決された場合にのみ解散ができるということが決められているわけであります。もつとも、このように、いわゆる日本国憲法六十九条型のみに解散権の行使を制限いたしますと、解散が国民投票の代替的な機能を果たせなくなるという問題は生じることと思われます。ですから、もしも六十九条型の解散に限定をするのであれば、それとあわせて、内閣や国会が重要な法案を国民投票に諮る手続などを導入することも検討に値することと思われます。

次に、永井参考人、お願いいたします。

○永井参考人 私は、阪神・淡路大震災で事務所が全壊して以来、二十二年間、被災者支援にかかるわってきた者です。その立場でお話をいたします。

第一に、災害を理由に緊急事態条項を憲法に記入すべきかということです。

ムは、災害と理由にてて緊急事態を認めて憲法に

れよりも下位のルールである法律、通達、条例などです。

例えば、仮設住宅に断熱材が入るのか、あるいは復興住宅に入居するには連帯保証人が必要か、これらは被災者にとって大変重要な問題ではあります。法の運用や条例の問題であって、憲法の問題ではありません。

災害対策の原則は何でしょう。これは、医療の専門家あるいは建築の専門家など、災害の専門家が口をそろえて言うのは、準備していないことはできないということです。

資料をこちらにいただきたいと思います。
私は、平成二十七年七月から九月まで、被災三
県、岩手、宮城、福島の市町村を訪問して首長に
ヒアリングを行い、また、日本弁護士連合会は九
月に三十七市町村にアンケートを実施し、一千四
市町村から回答を得ました。
アンケートでは、国と市町村の役割分担につい
て、市町村の権限は強化すべきか、現状維持にす
べきか、軽減すべきかと聞きました。現状とは、
災害対策基本法による第一次的な災害対策の権限
は市町村にあり、国はその後方支援を行うということ
ことです。
そのアンケートの結果は、権限強化というの
が二九%、現状維持が六七%、権限軽減が四%でし
た。

国民投票への諮問手続は、解散のない参議院と内閣の意思が対立した郵政解散のような事態の調停、あるいはイギリスにおけるEU離脱問題のよろに、与野党、各政党の内部でもそれぞれに深刻な意見対立があり、政党単位での意思決定を主な意思決定の手法としております解散・総選挙ではうまく意思決定ができない場合の決定手続としても機能することがあります。この点では、国民投票制度は非常に魅力があり、検討に値する制度と思われます。

ただし、国民投票制度を導入する場合、その国
民投票の結果にどのような効力を持たせるのかに
ついては、国会を唯一の立法機関とする憲法四十
一条との関係が大きな問題となります。国会や内
閣を拘束するようなものにするのか、それとも諮
問的なものにとどめるのかなど、日本国憲法の統
治機構の根本的な部分にかかる議論が必要となる
り、この点について合意を得るのはかなり大変か
とは思われますが、しかし、解散権の制限の場合
にはあわせて検討をすべき制度であろうとは思い
ます。

以上のよう、党利党略での解散を抑制するた
めに、解散権には何らかの制限をかけていくこと
が合理的と考えます。

では、災害関連の法規は整備されているのでしょうか。これは大変よく整備されています。例えば、内閣は、災害緊急事態には、国会のコントロールのもとで、四つの項目に限り罰則つきの政令制定権が認められております。また、内閣総理大臣は、関係指定行政機関の長、地方公共団体の長などに対する指示権が認められ、防衛大臣に対する自衛隊の部隊派遣要請ができる、警察庁長官を直接指揮監督して一時的に警察を統制するなど、権力が集中するシステムとなつております。

また、人権の制限に関する見ると、都道府県知事に、医療関係者に対する従事命令、財産権の管理、使用、物資の保管命令、収用の権限、職員の立入検査などが認められ、これらを罰則つきで強制しています。さらに、市町村長に対しても、瓦れきの撤去などにつき強制権が十分認められておりま

○永井参考人 私は、阪神・淡路大地震で事務所が全壊して以来、二十二年間、被災者支援にかかるわってきた者です。その立場でお話をいたします。

第一に、災害を理由に緊急事態条項を憲法に設けるべきかということです。

私は、災害を理由にした緊急事態条項を憲法に創設することには反対です。

緊急事態条項とは、国家緊急権を憲法に創設する条項です。国家緊急権とは、戦争、内乱、大規模災害など、平時の統治機構では対処できない非常事態に、国家の存立を維持するため人権保障と権力分立を停止する制度です。

日本国憲法は国家緊急権を置いていませんが、その趣旨は、昭和二十一年七月十五日、帝国憲法改正案委員会の議事録の中での政府の答弁で明らかにされております。国家緊急権の濫用の危険からあえて憲法には国家緊急権は設けないが、緊急事態には平常時から法律などで準備するというも

れよりも下位のルールである法律、通達、条例などです。

例えば、仮設住宅に断熱材が入るのか、あるいは復興住宅に入居するには連帯保証人が必要かこれらは被災者にとって大変重要な問題ではあります。しかし、法の運用や条例の問題であって、憲法の問題ではありません。

災害対策の原則は何でしょう。これは、医療専門家あるいは建築の専門家など、災害の専門家が口をそろえて言うのは、準備していないことはできないということです。

国家緊急権は、災害が発生した後、泥縄式に権力を集中する制度です。しかし、災害後にどのような権力を強力に集中しても対処することはできません。東日本大震災で国や自治体の不手際というものが言われましたが、その多くが事前に準備していなかつたことが原因です。例えば、原発事故で、原発から四・五キロの双葉病院などでは寝たきりの高齢者が避難の前後で五十人亡くなりました。

これは、なぜこういうことが起きたのでしょうか。法律の制度では、国は防災基本計画、都道府県市町村はこれに基づいて地域防災計画を策定する義務があり、そして、指定行政機関、自治体の長は防災教育の実施に努め、防災訓練の実施義務が認められています。

しかし、国、自治体、事業者において、事実上、災害で原発事故は起こらないということになつていただんです。つまり、事前に、県境を越えた避難者の避難経路、あるいは洪滞のときのサブの経路あるいは事前のドライバーや車両の確保、そして避難した後の長期の生活の場の確保の計画、あるいはその訓練、これについての自治体の連携や住民参加がなかつたことが原因です。

法律の適正な運用による事前の準備がなかつたことが原因であり、緊急事態条項を創設しても対応することはできません。

では、国と市町村の役割分担について被災市町村はどう考えているのでしょうか。このグラフの

資料をこちらにいただきたいと思います。

私は、平成二十七年七月から九月まで、被災三県、岩手、宮城、福島の市町村を訪問して首長にヒアリングを行い、また、日本弁護士連合会は九月に三十七市町村にアンケートを実施し、二十四市町村から回答を得ました。

アンケートでは、国と市町村の役割分担について、市町村の権限は強化すべきか、現状維持にすべきか、軽減すべきかと聞きました。現状とは災害対策基本法による第一次的な災害対策の権限は市町村にあり、国はその後方支援を行うということです。

そのアンケートの結果は、権限強化というのが二九%、現状維持が六七%、権限軽減が四%でした。つまり、これらを総合すると、市町村は第一次的権限を持つ、または権限を強化するというのが九六%でした。

なぜこのような結果になるんでしょう。関東大震災では死者の八〇%が焼死したということです。阪神・淡路大震災では死者の八〇%が圧死しました。自宅に押し潰されたんです。東日本大震災では死者の八〇%以上が溺死しました。津波が流れされたんです。このように、同じ災害というものは二つとしてありません。

そして、一つの災害でも、時間の経過によって、命を救う七十二時間以内、避難所、仮設住宅の設置、あるいは復興住宅の設置などの過程でニーズは刻々と変わっていきます。このニーズに関する情報が直ちに入り、これに対して最も効果的な対処ができるのは国ではありません。被災者に一番近い市町村です。逆に、国がこれに対処すると、情報が入りらず、また公平性、同一性が求められてしまい、妥当性を全く対応をしてしまうことになります。

では、国の役割は何か。これは後方支援です。人、物、金を出すことです。

人について言えば、マンパワーや専門性の補完のための職員の派遣です。物は、被災地の求めに応じて物資を送ることです。そして、金、これが

一番重要です。市町村を信用して予算の裁量を認めることです。

問題なのは、市町村に予算や災害対応の裁量を認めないことです。国の許認可権など法制度、運用が平常時対応であり、縦割り行政であることで、そこで首長は国との折衝に膨大な時間と労力を費やしてしまい、この時間は被災者のために費やしたいというのが首長の願いです。

福島県の浪江町長は、被災者のために一時的な医療施設をつくりうとしました。しかし、これは医療法、建築基準法、消防法、景観法に違反するということで反対されました。

災害対策は、このような災害時に包括的な適用除外法令をつくることによって対処すべきものですね。

また、東日本大震災では、多くの官庁が法律の弾力的運用について通知を送りました。しかし、その数は、一自治体に千通送られたんです。被災自治体はこれに対応することは到底できません。

これらは、平常時から過去の災害を調査検討して、災害時の適用除外の法律や法律の特例について恒久的な法律を制定すべきことです。そして、これは皆さんがいらっしゃる国会が行うべきことです。

また、自治体は、いつ起こるかわからない災害のために費用や時間をかけて準備するというのではなく、現実には困難な面があります。そこで、災害時には自治体は何をどうしていいかわからないことがあります。

このノウハウを持つてるのは過去の被災経験のある自治体であり、国ではありません。東日本大震災でも、神戸市や新潟県など被災経験のある自治体の職員が派遣され、適切な対応を初動期から実施することができました。これをシステム化したのが関西広域連合であり、また災害対策基本法三十条二項の職員派遣の調整の制度であります。国が行うべきことは、これらの職員派遣について予算面で後方支援することあります。

東日本大震災では、災害対策について憲法が障害になることが明らかになつたという意見が繰り返し述べられたことがありました。そこで、先ほどのアンケートでは、災害対策について憲法は障害になりましたか、なつたとすれば、具体的にどのような事例ですか、憲法の何条が障害になりましたかということを質問しました。すると、障害にならなかつたと、いう回答が九六%、なつたという回答が四%でした。

障害になつたという一自治体は、瓦れきに含まれる車両は所有者の同意が得られないで処理できなかつた、憲法の財産権の改正が必要だと回答しました。しかし、憲法はもともと財産権に一定の法律の制限を認めております。そして、災害対策基本法六十条二項は、市町村長は災害を受けた工作物または物件などに必要な措置をとれると書いています。この必要な措置には最小限の破壊も含まれます。瓦れきの車両は所有者の同意を受けずに瓦れき置き場に搬送することができ、市場価値がなければ廃棄することができます。失礼ながら、この一自治体は法律のことを御存じなかつたということです。

国会の東京電力福島原子力発電所事故調査委員会の国会事故調査報告書でも、憲法が災害対策の障害になつたという記載はありません。あるいは、災害対策に政府の権力を集中すべきだ、あるいは、人権の大権制約が必要だという記載もありません。憲法改正ではなく、原子力規制法規という法律の制度の改正を提言しているのです。また、新しい規制組織の設置を提案していますが、政府からの強い独立性を求めており、権力の集中とは異なることを述べています。この報告からも、憲法改正の立法事実、改正の正当性を支える社会的事実は認められません。

災害対策で最も重要なのは現場です。目の前にいる個々の被災者を救済するためにはどうすればいいのか、それが全ての出発点です。国家にどのようないわゆる権力を持たせるかが出発点ではありません。災害対策は、被災者から話を聞き、被災の現

場を見て、そして課題を抽出して、将来的の災害を予想して策定するのです。そして、災害が発生したときははどう考えるべきでしょう。

先ほどのように、内閣は参議院の緊急集会を求めて対処できます。また、災害緊急事態においては、国会閉会中や参議院解散中で臨時国会や緊急集会の措置を待ついとまがない場合でも、災害対策基本法による緊急政令で対処できます。

以上から、災害を理由にした緊急事態条項を憲法に創設することに私は反対します。

第二に、緊急事態における国会議員の任期について申し上げます。

衆議院議員の任期は四年、または衆議院解散のときは期間満了前、これは憲法四十五条に書かれています。この必要な措置には最小限の破壊も含まれます。瓦れきの車両は所有者の同意を受けずに瓦れき置き場に搬送することができ、市場価値がなければ廃棄することができます。失礼ながら、この一自治体は法律のことを御存じなかつた

て議員の任期を延長することに反対です。

まず、憲法は大規模災害時の制度を二つ設けています。一つは、憲法五十四条二項の参議院の緊急集会です。衆議院が解散されたときで、国に緊急の必要があるとき、内閣は参議院の緊急集会を求めることがあります。緊急集会でとられた措置は、次の国会開会の後十日以内に衆議院の同意がない場合は効力を失います。

二つ目は、憲法七十三条六号の法律による政令への罰則委任です。永田町での直下型地震が発生した場合のように、参議院の緊急集会も請求できない場合は、内閣は法律に基づいて政令で対処することになります。政令に実効性を持たせるためには罰則が必要となります。他方で、内閣の権力の濫用の危険があるので、特に法律の委任がないと政令に罰則が設けられないとする制度です。

これを受けて災害対策基本法の厳格な要件のもとで、緊急時に内閣は罰則つきの政令、緊急政令が制定できます。では、衆議院解散中に大規模災害が発生したときは、被災者に最も近い自治体がこの準備に基づいて行動すべきものです。災害をだしにして憲法を変えてはいけない、これが何をどう考えるべきでしょう。

参議院の緊急集会の規定は、文言上は、衆議院解散のときと定めています。何らかのニーズがあつた場合、憲法は最高法規でありますので、まず法律で対処することを考え、それができない場合には憲法の解釈で対処することを考え、それができないときに初めて憲法改正を検討すべきです。

まず、この場合、公職選挙法三十一条で、議員の任期満了の三十日前までに選挙を実施すると改正して議員の任期を延長すべきかが議論されております。特に、衆議院の解散や任期満了が問題となります。

結論から申し上げますと、私は、憲法を改正して議員の任期を延長することに反対です。

まず、この場合、公職選挙法三十一条で、議員の任期満了の三十日前までに選挙を実施すると改正して議員の任期を延長すべきかが議論されています。そこで、任期満了時に災害があったとしても、次の議員が選出されているので、この場合は問題がありません。

では、この三十一条の選挙の公示直前に災害があつて選挙ができないとき、そのときは次の議員が選出されないことになりますが、その場合はどうすべきでしょうか。この場合は憲法の解釈となります。

参議院の緊急集会は、衆議院が解散され、議員がいなくなつた場合に、参議院に国会を代替させ

る制度です。そして、任期満了の場合も衆議院議員がいなくなるという事態は解散の場合と同じです。したがって、同一事項については同じ扱いをすべきですので、この場合も緊急集会の規定を適用すべきものと考えます。

これに対しても、少数の参議院議員、例えばダブル選挙のときは全議員の一八%の議員になつてしまふ、これで議決をすることになる、あるいは被災地の民意を反映する議員がいないのではないかという意見があります。

は暫定的なものでありまして、事態が回復後に速やかに衆議院の総選挙を行つて、国会開会後十日以内に衆議院の同意を得ることで対処できます。被災地の民意の反映はそこで行うことがで

きるわけです。

また、被災地域については、公職選挙法五十七条は、天災その他避けることのできない事故により投票所において投票を行うことができないと

き、被災地域の都道府県選挙管理委員会が投票期日を延期するという繰り延べ投票を規定していま

す。これによつて対処することが可能です。

これに対しても、繰り延べ投票では、一部選挙区では開票できず、比例代表区の議員が確定しないといふことが考えられます。比例代表区の議員は衆議院議員の三分の二を超えることはないの

で、定足数である三分の一を満たし、衆議院は活動することができます。

ここで私が一番申し上げたいことは、被災地域の住民の意思を国会に反映することは大切でありますけれども、災害対策の法律は平常時から国会において整備しておくべきものであるということです。先ほど申し上げたとおり、災害対策の原則は、準備していないことはできないといふことです。災害対策の法律は、平常時から災害を検討して、そして、十分時間かけて準備しておくべきものであり、災害が発生してから準備すべきではないといふに考えます。

以上から、緊急事態における国會議員の任期の問題は、参議院の緊急集会、公職選挙法の繰り延べ投票で対処でき、また、平常時から災害対策は行つておくべきであるという点からも、憲法改正による議員の任期延長には反対いたします。

（拍手）

○森会長 ありがとうございました。

次に、松浦参考人、お願いいたします。

○松浦参考人 本日は、意見発表の機会を与えていただきまして、ありがとうございます。

私は、憲法に緊急事態条項は必要であると考え、その中に、緊急事態における国會議員の任期延長

と議会解散権の制限を盛り込むことに賛成の立場から、主に比較憲法的視点から意見を述べさせていただきます。

自民党が平成二十四年に憲法改正草案を発表して以来、その九十八条、九十九条にある緊急事態の権力集中を認めさせることについて、災害対応の必要を口実にすれば国民の理解を得られやすい、改憲への突破口でできるといった自民党の下心を指摘する論者もあります。

こうした論者の中には、諸外国の緊急事態条項のほとんどは戦時対応を目的としており、自然災害を緊急事態として明文化するものは少ないと主張し、大規模災害対応の必要を改憲の糸口としようとする姿勢を批判する者があります。

しかし、諸外国の例が少ないことを挙げて、日本でも災害緊急事態を憲法上想定する必要はないと主張することは、若干的外れであろうと思いま

す。日本ほど大災害が多発する国はまれであります。特に大地震が周期的に発生する我が国においては、諸外国にはない災害緊急事態条項の必要が認められるものと考えます。仮に諸外国の憲法に災害緊急事態の規定が少ないとしても、国家の中枢機能が脅かされるほどの大規模自然災害が発生する可能性が少ないからであることも考えられます。

一方、自然災害により国家が壊滅的打撃を受けた経験がある国の憲法には、災害緊急事態の規定が明文化される場合があります。例えばモルディブ。地震や津波の被害をたびたび経験し、地球温暖化による海面上昇に悩む島嶼国であるモルディブの憲法は、自然災害を緊急事態条項の最初に挙げております。これは二百五十三条であります。

ボルトガル憲法第十九条二項は、戒厳または緊急事態は、外國軍による侵略が現にあり、あるいはこれが急迫している場合、憲法の民主主義的秩序への重大な脅威または妨害、もしくは公共の災害の場合にのみ、ボルトガルの領土の一部または

全部において宣言することができるとして、災害を緊急事態布告の対象に含めております。ボルトガルは一五三一年と一七五五年に大地震があり、リスボンが壊滅的打撃を受けた経験があります。災害を緊急事態に含めるのも、そうした歴史が多い影響しているのかもしれません。

ところで、緊急事態憲法条項を導入することに反対する論者の中には、法律レベルの対応で十分であると主張する者があります。日本には、防衛、治安、災害対策の各分野で緊急事態対応を定める規定が既にあり、不足があればこれを改善すればよい、緊急時に必要となる人権制限も公共の福祉による制約で説明できる、憲法を改正しなくとも緊急事態法律規定の拡充で十分対応できると。私も、このような考え方を全面否定するつもりはありません。これまで東日本大震災を含め多くの大規模災害を経験してきた日本では、その反省を生かし、平常時から予想できる緊急事態について、通常の法律を十分に整備すべきだといふことに全く異論はありません。日本も既に災害対策法制や武力攻撃事態対処法制の整備に努め、制度の改善にも努めてきました。しかし、それでも大災害や他国の武力攻撃などに見舞われた場合には、どうしても想定外の事態は生じ得る可能性はある。

自然災害に限つても、政府が公表した南海トラフ地震による被害推計は、想定外をなくすということで最悪の場合を想定していますが、死者・行方不明者は三十三万人。これは東日本大震災は一万九千人であります。建築物の全壊棟数が約二百三十九万棟と推計しております。これは東日本大震災は十三万棟。津波による浸水面積は十五平方キロメートル。これは東日本大震災の場合は五百六十一平方キロメートルであります。

そのようなことからしまして、南海トラフ地震の被害規模は東日本大震災等とは異次元であります。これまでの経験則が通用するとは限りません。首都圈直下型地震が発生し、首都機能や国家の中枢機能が麻痺した場合、これをバックアップするこ

とも困難です。想定できない非常事態に臨機応変の対応に迫られたとき、憲法の通常のルールでは対応できない場合、どのように対応するかの憲法上の制度枠組みは必要です。憲法条項の例外は憲法自身が定めるよりほかないからです。

そして、日本の場合、憲法の例外を定めるべき事項の一つが、衆議院の議員任期の延長と解散権の制限であります。衆議院が解散され、あるいは任期満了により総選挙が必要になったとき、大震災などの混乱を理由に選挙ができないことが仮にあつたとしても、参議院の緊急集会があれば国会の機能は維持され、対応はできるという意見がありますが、これには問題もあります。

既に多くの論者が指摘するように、緊急集会でとられた措置は衆議院選挙後の次の国会開会までの臨時の措置であり、衆院解散から最長でも七十日以内には国会の召集ができることを前提にしております。大災害により選挙が半年以上延期され衆議院が機能しないような最悪の事態を想定するならば、参議院の緊急集会で十分対応できるとは考えにくいと思います。

衆議院議員の任期延長は、国民の参政権を奪うことになるから行うべきではない、選挙は実施すべきであり、任期の延長を容易に認めるべきではないとする意見もあります。もちろん、非常時においても有権者の投票機会はできる限り確保されることは言うまでもありません。

それでも、被災地においては選挙の実施は困難なことがある。その場合は、繰り延べ投票で対処すべきとする意見がありますが、これには繰り延べ投票の対象地域の議員が一定期間不在となる欠陥も指摘されているところであり、繰り延べ期間が長期にわたる場合、被災地及び被災地を含む比

例区の住民の選挙権のみが相当期間停止されることがあります。問題が残ることは既に指摘されており

発生した場合、むしろ内閣による衆議院解散権の濫用の危険があるとも考えられます。

政府の緊急事態対応に対し、国会、特に衆議院緊急案件を次々に通過させる、参議院を単なる政府の翼賛機関として利用し、衆議院は総選挙を実施できる見込みもないまま放置、無視されるという事態は考へられないのか。参議院の緊急集会には会期はなく、内閣が提示する緊急案件が全て議決されるまで継続することになりますから、衆議院選挙が可能な状態が回復され特別会が召集されるまで、このような不適切な状態が続くことになります。

もちろん、災害対応が急務のときに解散に打つて出るようなことは異常事態というべきであります

が、議院内閣制の運用の行き詰まりからそのような異常事態が発生する可能性は、完全には否定できません。

自民党改憲案の緊急事態条項は独裁条項であると批判されますが、真に独裁をもくろむ権力者が政権にある場合には、現行憲法のもとでも、緊急事態対応を大義名分として権力の独裁的濫用の可能性は考えられます。むしろ、緊急事態条項を導入し、緊急事態宣言のもとでは、従来の国会両院の機能を維持するため衆議院の解散を禁じ、議員任期を延長して国会が政府を監視する方がよほど安全ではないのか。そうであるからこそ、諸外国の憲法にも、緊急事態における議員任期の延長や議会解散を禁じる憲法規定を定めるものがあるのだと思います。

諸外国の例につきましては、事務局が作成しました資料九十二号五十四ページから五十五ページに整理されていますが、少し補足説明をいたします。

フランス憲法第十六条、大統領の非常措置権は、大統領が非常措置をとる間、国会は当然に集会し、国民議会を解散することができない旨定めます。

ドイツ基本法第百五十九条は、防衛事態、防衛事態というのは日本で言う武力攻撃事態を意味します。

この防衛事態の期間中に満了する連邦議会または州議会の議員の任期は、防衛事態の期間は延長され、事態終結後六ヶ月を経て終了するも

とのと定めています。防衛事態の期間中に連邦大統領の任期が満了した場合にも任期は延長され、事務所が継続する際にも連邦議会が集会不能になつた場合に備え、連邦議会議員三十二名と連邦参議院議員十六名から構成される合同委員会といふものが設置されることとなつております。

邦議会が集会不能となつた場合に直ちに活動を開始できる仕組みを憲法上備えております。これは五十三a条であります。

これ以外にも、緊急事態における議員任期の延長や国会解散禁止を定める国は多くあります。

例えば、エストニア憲法第百三十一条は、緊急事態または戦争事態において、国会、大統領及び地方政府の代表機関は選挙されることなく、また任期が当該事態の終結から三ヶ月以内まで延長されることが規定されています。

事態の期間中、国会は自律的にも他律的にも解散することはできないと定めています。そして、緊急事態の期間、選挙は実施されず、新国会のための選挙は緊急事態終結後九十日以内に実施されるこ

とになつています。

スペイン憲法第百十六条规定によれば、警戒事態、緊急事態及び戒厳のいずれかが宣告されている期間中は、下院の解散が禁じられます。

先ほど、憲法に灾害緊急事態を定める例として挙げたモルディブ憲法八十一条も、非常事態のとき、議会選挙の延期と議員任期を延長する旨を定めております。

ポルトガル憲法も、百七十二条一項で、戒厳とした場合は緊急事態が布告されている間は国会を解散す

ることはできませんと定めるとともに、その間に解散することはできないと定めています。ナチス

法改正も禁じております。

自民党の憲法改正草案九十九条が、緊急事態の期間、衆議院の解散を禁じ、両議院の議員の任期等の特例を設けることとしたのも、政府の緊急事

態対応を国会が継続して監視できるよう配慮したものと評価できます。

もつとも、私は自民党改憲案の全てに賛成してい

るわけではなく、欠陥があることも既に別の場所で指摘しております。

自民党案を批判する論者が特に問題視するの

は、政府の緊急政令制定権の濫用のおそれです。

自民党案では、内閣総理大臣による緊急事態宣言に対する国会の承認手続も、政府による緊急政令の制定と、これに関する国会の事後承認についても、その詳細は法律で定めることになつていています。

したがつて、緊急事態憲法条項を実施する法律が制定されないと明確にならない点が多く残されて

います。

例えば、緊急政令について国会の事後承認がいつまでに必要なのか、承認が得られない場合には、緊急政令により既にとられた措置の効力はどうな

るかなどについては、自民党案の条文だけでは

はつきりしない。また、緊急政令にも限界はある

はずで、緊急事態対処に必要であることを名目に何でもできるということにはならないはずです。

緊急政令は法律と同一の効力を有するとされて

いますが、ということは、既存の法律を全面改正し、どのような内容にでも変更できるのか、既存の法律を廃止することとやらできるのか、改憲案九

十八条、九十九条の施行法律やら緊急政令によ

り改正、廃止できるとすれば問題であります。施行法律が緊急政令により無効化され、あるいは施

行法律がそもそも制定されない、このようなことになれば憲法上の政府の緊急立法権だけが残り、これを規律する法がないことになります。ナチス

独裁を招いた原因としてしばしば批判されるドイツ・ワイマール共和国憲法四十八条の大統領非常措置権が濫用された一因も、この条項を実施する法律が制定されなかつたことにありました。

私は、自民党改憲案にあるこのような不安を払拭するために、改憲論議と並行して、緊急事態権限の定め、緊急政令を委任すべき事項を限定列記するとともに、緊急政令ではできないことを定める、例えば、緊急事態宣言下では緊急政令によってはならない特定の基本権を国際人権条約に從事で明記するなどが考えられます。そして、緊急事態施行法律自体は、緊急事態宣言下では緊急政令によっては変更できないことを憲法に明記する必要があります。

二〇〇四年五月、民主、公明、自民三党間で緊急事態基本法の制定について合意がなされております。しかし、その後、この議論が進展したといふ話は聞きません。広島県議会、福井県議会など多くの地方議会が地方自治法第九十九条に基づき緊急事態基本法の早期制定を求める意見書を提出していますが、いまだに進展はありません。

当時の民主党の緊急事態基本法骨子案では、國家緊急事態について、我が国に対する外部からの武力攻撃、テロリストによる大規模な攻撃、大規模な自然災害等の國及び国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急事態と定義しており、自民党的改憲案第九十八条一項の定義と共通点があります。

緊急事態憲法条項の導入の是非に関する議論にあわせ、この緊急事態基本法制定への具体的取り組みを期待しつつ、私の意見を終わらせていただきます。

○森会長 ありがとうございます。(拍手)

以上であります。

○森会長 ありがとうございました。

以上で各参考人の御意見の開陳は終わりま

す。

○森会長 これより参考人に対する質疑を行いま

す。

質疑者におかれましては、本日の議題に沿つた質問をしていただくようお願いいたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。中谷元君。

○中谷(元)委員　自由民主党の中谷元であります。

参考人の皆様には、大変貴重な御意見をお述べいただきまして、まことにありがとうございます。

まず、緊急事態における国会議員の任期の延長に関して、永井参考人にお伺いをいたします。

永井参考人は、緊急事態には参議院の緊急集会があつて、衆議院解散中や任期満了の際も類推適用をして聞くことができるという御意見であります。しかし、人権規範については別として、政治のルールを定めた統治機構の分野におけるこの憲法の規範について、人々に類推適用を認めるということには、憲法の権力、統制力、これを著しく弱めることになってしまい、危険になるのではないかとおもいます。

緊急集会の正当性について疑義を残して、その立法に基づいてされた行政処分が不安定なものとなるために、仮に任期満了の際も参議院の緊急集会で対応すべきとするならば、これは憲法改正によつて議員任期延長また選挙の延期ができるように明記をするというのが筋ではないでしょうか。

そして、任期満了の際の参議院の緊急集会を憲法が想定していないということは佐藤幸治教授の「日本国憲法論」にも書かれておりますが、この点での御所見を伺いたいと思います。

また、御著書で、参議院の緊急集会が任期満了で欠員のときも適用できるとする意見は複数の有力な憲法学者の御意見でもあると紹介されておりますが、どなたが唱えておられるのか教えていただきたいと思います。

次に、地方で対応するから国家緊急権は要らないといふことであります。やはり、国民の生命財産の保護は、平時のみならず緊急時においても国家の重要な役割でありまして、確かに都道府県

には従事命令、保管命令があり、市町村には瓦れきの撤去などの強制権もあります。しかし、憲法

に國家の緊急権の規定がないために、国が住民に直接指示、命令する権限が今の法律上ございません。

大規模災害の際に、役場が消滅したり担当者が死亡するなど、県庁や市町村が機能できないときや、甚大な被害で地方では対応できない場合、國家として緊急に対応する権限、手続を規定して、防止する機能として憲法に緊急事態条項を明記するというの必要があり、その際、国会の議決、承認などの機能は維持していかなければならない

と考えますが、お尋ねします。今の憲法でも、緊急事態に国が直接瓦解の処理、従事命令、収用などの行為を行うことができるというお考えで

また、現在、国民保護法では、武力攻撃事態において、住民の要請は全て協力を求めるという形でしか規定をされておりませんが、地方にも求めらるるとして書かれておりません。憲法上、国が住民に直接指示、命令するよう規定することができます。

○永井参考人　御質問いただき、ありがとうございます。

まず最初の、衆議院議員の任期満了のときに参議院の緊急集会の規定が適用できるかどうかといふ御質問でございます。

これについては、先ほど申し上げたとおり、参議院の緊急集会は、衆議院が解散されて議員がいなくなつた場合、参議院に国会を代替させるといふ制度であります。この参議院が解散され議員

がいなくなるという状態は任期満了の場合にも同様です。あのとき、もしあそこに入つていれば多

くありますと、民主的コントロールを欠いてしまって大きな人権侵害の危険があるということです。

よつてそれを一時的に代替させるということをい、そして、国民主権の機能、これが果たせない

ところがございます。

○永井参考人　先ほどの御質問でまだ答えておらなかつたところがあります。

まず、市町村に第一義的な権限を持たせるべき

かどうかということなんですが、先ほど言いましたように、市町村に関する問題、災害のときは、県レベルでもない、市町村レベルでもない、もつ

て狭い地域でのニーズが必要になります。そういうとき、例えば、地域の地形はどのような状態なのか、あるいは高齢化率は何%か、コミュニティ

特別会が召集されるまで、これは約七十日間を想定した制度であります。しかし、東日本大震災のときは、被災地では約八ヶ月、二百五十日の長期の間、地方選挙が執行できませんでした。そ

うなりますと、国政選挙ができないということです。被災地のことを知る被災地選出議員が欠いた状態で、本当に適切な立法や行政監視を行うことができるのであろうかどうか。

そして、繰り延べ投票という手段もありますけれども、しかし、これでは多くの議席が確定しないまま、特に比例区でありますが、一部の国會議員のみで国会を構成することになつてしまいまし

た。そのとき、内閣総理大臣は河野大臣に対しても、内閣総理大臣は河野大臣に対しても、屋外に避難している人たちに対して屋内に避難するように指示をされました。しかし、そのとき、益城町の体育館の副館長が、これは危険だというので対応しませんでした。そうしたら二日後の四月十六日に本震が起きて、天井が本当に落ちたんです。あのとき、もしあそこに入つていれば多くなるので、あろうかどうか。

熊本地震のとき、四月十四日に前震がありました。そのとき、内閣総理大臣は河野大臣に対しても、益城町の体育館の副館長が、これは危険だというので対応しませんでした。そうしたら二日後の四月十六日に本震が起きて、天井が本当に落ちたんです。あのとき、もしあそこに入つていれば多くなるので、あろうかどうか。

そして、繰り延べ投票という手段もありますけれども、しかし、これでは多くの議席が確定しないまま、特に比例区でありますが、一部の国會議員のみで国会を構成することになつてしまいまし

た。そのとき、内閣総理大臣は河野大臣に対しても、内閣総理大臣は河野大臣に対しても、屋外に避難している人たちに対して屋内に避難するように指示をされました。しかし、そのとき、益城町の体育館の副館長が、これは危険だというので対応しませんでした。そうしたら二日後の四月十六日に本震が起きて、天井が本当に落ちたんです。あのとき、もしあそこに入つていれば多くなるので、あろうかどうか。

熊本地震のとき、四月十四日に前震がありました。そのとき、内閣総理大臣は河野大臣に対しても、益城町の体育館の副館長が、これは危険だというので対応しませんでした。そうしたら二日後の四月十六日に本震が起きて、天井が本当に落ちたんです。あのとき、もしあそこに入つていれば多くなるので、あろうかどうか。

をおしだいいました。しかし、先ほども言いましたけれども、災害対策というのは、準備してないことはできないということでありまして、平常時からその対処はしておかなければいけないわけなんです。

例えば、今回の東日本大震災の後、災害対策基本法が改正されて、例えば被災者台帳といつて、今まで自治体ごとにばらばらに対処していたものを、被災者を単位にした台帳がつくられました。これによつて、被災者に対する支援というのが一本化されるという形になつたわけです。これが、災害対策基本法が改正されるのには三年七ヵ月かかっているんですね。やはり法律の制定に関しては、冷静な分析とそして合理的な判断が必要であり、これには時間がかかるということです。それから、済みません、あと御質問、ちょっと……。

大体、以上でございます。

○中谷(元)委員 どうもありがとうございます。市町村の機能を欠くとき、どうするかということをお尋ねしましたが、

次に、解散権についてお伺いします。

自由な解散に対しては理由を明確にするために何らかの手続が必要ではないかという御意見でございました。それも一案だと思っておりますが、最近の解散につきましては、最新の民意を下院に届ける、衆議院に届けるというような側面もあるかと思います。

そこで、解散権の行使を六十九条の場合に限定するという見解に對しては、芦部東大名誉教授が、政党内閣のもとでは、多数党が支える内閣に對して不信任決議が成立する可能性は極めてまれであるために解散権を行使する場合が著しく限定されてしまうと。また、長谷部早稲田大学教授も、解散制度の目的は、衆議院が民意を反映しているかどうか疑わしい場合に民意を確かめることにあるため、内閣を信任しない旨の決議がある場合に限らず、国政上の重大な問題について民意を確かめるために行われるべきであると御指摘をされてお

ります。

そして、その上、イギリスの例を言われましたのが、これは確かに、二〇一一年に、五年に一回の任期満了により解散するということになりましたが、これは、二〇一〇年、前の年の総選挙の結果、保守党と労働党が単独過半数を獲得することがで

きました。いわゆるハングーバーラメントに陥った際にはキヤスティングポートを握つた自由民主党が、保守党との連立協議の過程において、みずから政黨実績を国民に示す時間を確保するためにこの法律の制定を迫つたという政局的な事情があつたからだと承知をしております。しかし、この結果、EUの離脱に関しまして、総選挙によつて国民の意思を改めて確認するということができなくなつております。また、誤情報に基づく国民投票の結果の是非を試みることができなくなつているという指摘がございます。

そういうことに関しまして、この解散権に歯止めをかける慣習というの、我が国においては、ある意味確立しつつあるというふうにも見えるわけでございますが、木村参考人に、法律によつて解散の手続を縛るというものについて、これは阻止をし得るものであるかどうかという点について、お考えをお伺いしたいと思います。

○木村参考人 済みません、阻止をし得るというのは、何を阻止し得るという御質問なのか……(中谷(元)委員「解散すること」と呼ぶ)はい。私が現行憲法下で手続を制定すべきだというふうに申し上げた点については、これは解散を阻止しえるものではなく、あくまで解散の理由を明確化するための手続を設けるべきだということでございます。

そこで、内閣不信任決議の可決の場合には、不信任には当然理由があるわけありますから、これについては、特に特別の手続がなくとも解散についての不適切であるといふことはちょっと不適切であろう。

それから、今の御質問とはちょっと関係ないか もれませんが、国によつては、国会の機能といふものを維持させるだけではなくて、緊急事態調査委員会というようなものを国会の中に設ける、

する手続はあつてもよいのではないかということでおざいまして、また、それを審議して内閣の側はこれとはまた別であります。いざれにせよ、戦時にそのような合同委員会のような特別な小委員会を設けて議会の意思を代行させるというようなことをやつてはいる。やはり日本の場合も、首都圏直下型が想定されるようなこともありますし、国会の機能の持続と維持ということについて、現行憲法の枠組みの中とかそういうことにとらわれずにもう少し議論した方がよろしいのではないかというように思います。

○中谷(元)委員 どうもありがとうございます。内閣不信任決議に對して、それではいかがかけます。民進党の奥野総一郎でございます。まず最初に解散権の制約について伺つていきます。内閣不信任決議の可決の場合は、内閣の機能が働くのかという問題があります。やはり両院の、特に下院の機能というものを維持していくところが多いわけあります。やはり両院の、特に下院の機能といふものが、諸外国でも緊急事態条項においては求められているところが多いわけあります。やはり両院の、特に下院の機能といふものを維持していくこと、それが緊急事態の発生時にわざわざ議院だけで長期にわたつて国会の意思を代弁させること、これがケース・バイ・ケースではありますけれども、どこまでチェック機能が働くのかという問題があります。

そこで、永井参考人と松浦参考人にそれぞれ伺いたいのですが、解散権の制約、これは必要でしょ うか。法律上の措置、憲法上の措置、それぞれあります。法律上の措置を認める立場からも解散権に一定の制約を認めるという多くの学説、日本の学界においては多数だというようなお話をだつたと思います。

そこで、永井参考人と松浦参考人にそれぞれ伺いたいのですが、解散権の制約、これは必要でしょ うか。法律上の措置、憲法上の措置、それぞれあります。法律上の措置を認める立場からも解散権に一定の制約を認めるという多くの学説、日本の学界においては多数だというようなお話をだつたと思います。

それから、松浦参考人にもう一つ追加して、災害時の解散権の制約というふうにおつしやつていましたが、一般的な解散権の制約を法律あるいは憲法で規定しておけば、こうした災害時の解散権の制約というのを重ねて規定する必要はないかと

思いますが、いかがでしょうか。それでお答え願いたいと思います。

○永井参考人 災害時の解散権の制約についてですが、まず、政府の方から行うことに関して言えば、災害時というのは被災者支援活動に最も勢力を使うべき場面であり、予算とか人員など、それに集中しなければいけない場面です。そのようなときに選挙の方に予算あるいは人員を集中してしまって解散を行うことが適切なことなのかどうかということを考えると、通常は不適切と考えられます。そこで、このような解散は自制するだらうといふことが考えられます。

そして、万が一解散権行使してしまったような場合は、参議院の緊急集会がありますし、あるいは、そのような政権に関しては、選挙の過程で、主権者である国民の意思による解散権の行使の適否についての判断がなされるものと考えます。

また、国会の方から内閣の不信任決議案を出すという形によって結果として内閣が衆議院を解散するような場合になつた場合、このような場合にも、国会のそのような決議に関する適否は、最終的には国民の判断によって行われるものと考えます。

以上です。

○松浦参考人 一般論として、衆議院の解散権を制限すべきであるという御意見なんですが、もちろん、今の制度のもとでも、党利党略による解散をよいという憲法学説はないわけですが、そういった意味では、解散権を濫用するようなことはもちろん慎むべきであるわけですが、制度として、

では、六十九条だけの問題にすべきかどうかということになりますと、先ほど中谷幹事の方からも御説明がありましたように、民意を問うて、特に下院にその意思を反映させる、議院内閣制の中で、内閣と衆議院、議会が対立した場合に民意を問うというその制度が過度に制約されてしまうことがあります。ところに問題があるということであります。

イギリスの例は中谷幹事がおっしゃるとおりだと思いますが、先ほどドイツの例がちょっとと挙

がつておりました。ドイツは、ワيمアル憲法時

代に解散権が濫用されるというようなこともあります

ましたが、一方で、内閣不信任も濫用された部分があるわけで、そういう中で、戦後のボン基本法では、不信任に関しましても建設的不信任といふ形で、次の首相を決めない限りは不信任はできませんが、つまり、政権の安定というものを図る上での解散権も確かに制限されることはありますけれども、不信任投票のあり方も制限されている。このバランスがやはりあるものですから、解散権の制限というものが機能するわけなんだろうと思いま

す。

ですので、一般論として、現行憲法のもとでこれは制約すべきかどうかということについては意見は差し控えますが、そういうことで、単に制約すればいいというものではないんだろうと思いま

す。

それから、一般論として、解散権を制限すれば、緊急事態においてわざわざ制限する規定を置かなくてもいいのではないかという御意見でありますけれども、今、ドイツの例を挙げましたが、ドイツも解散権は制限されているんですが、やはり緊急事態において連邦議会、連邦参議院の意思を継続させることの意味で、任期の延長というものを改めて規定しているわけでありまして、そこはダブルで置いておきませんと、やはり緊急事態だから例外を認めるというようなことにならない、そういう制度設計になつてているんだろうと思いま

す。

以上でございます。

○奥野(総)委員 今の御意見ですと、条件つきながら、やはり解散権というのは無制限に発せられるべきじゃないというふうに理解させていただきました。そして、今、任期延長との関係で、そこは確認的に憲法に規定しておくべきだ、こういうお考えだと理解しました。

それから、永井参考人にも一度確認しておきたいんですが、一般論として、解散権の制約、法律にしろ憲法にしろ、認めるべきかどうか、先ほ

ど、そこが第一の問い合わせたんですが、そこを伺つておきたいと思います。

それから、この問題は木村参考人の方に。国民投票、先ほどのお話の中では、国論を二分するようなイシューについては問うべきであるという解散の機能、これは新しい今日的な意義だと思うんです、これを、仮に解散権を制限すべきだとすれば、国民投票にかけてはどうか、こういう御提案がありました。

国民投票について、ほかの国はどういう定めをして、どういう効力を認めているのか。国論を二分するような問題について、あるいは、どのような問題について国民投票にかけられることになりますと、これは政府と国会との関係をどのように考へるかということと、また、衆議院と参議院との関係をどのように考へるべきかということとも問題になりますし、また、政府と参議院との関係もどのように考へるかということも問題になります。これは大変深い問題でありますので、統治機構全体にかかわってくる問題になりますので、申しわけありませんが、ちょっとときよは発言を控えさせていただきたいと思います。

○木村参考人 国民投票についてのお尋ねでありますけれども、たしか、お隣の韓国には、大統領が国民投票にかけるという手続はあったかど思いましたし、また、EU関係におきましては、EUの加入に際して、国によりますけれども、国民投票で判断をすることはしばしばあることであ

りますが、たしか、お隣の韓国には、大統領が国民投票という形で、もちろん国民投票だけで全てが、手続が終わるわけではないわけですねけれども、決定が行われるということはあつたといふ点についてどうお考へかということと、それからもう一点、いわゆる緊急政令ですね。緊急政令について、自民党案は広過ぎるというお考へのようですが、そもそも、憲法にそれを規定しておく必要があるのか、今支障がないとすれば、今の制度で十分であつて、新たに一般的な緊急政令の根拠規定を憲法に設ける必要があるのかということを伺いたいと思います。

○松浦参考人 お答えになるかどうかわかりませんが、その立法事実がない、要するに、憲法に緊急事態条項を導入する必要性を裏づける社会的な事実がないという点については永井参考人の方から御指摘があつたわけなんですが、先ほども申しましたように、イギリスでは、EU離脱に関しては国民投票という形で、もちろん国民投票だけではありませんでした。そして、今、任期延長との関係で、そこは確認的に憲法に規定しておくべきだ、こういうお考へだと理解しました。

○奥野(総)委員 ありがとうございます。

次に、国家緊急権の話、緊急事態の話に移りましたが、その立場がござります。憲法審査会議録第二号 平成二十九年三月二十二日

いと思います。

日本国憲法は、その制定時に、金森国務大臣答弁というのが残つていまして、いわゆる国家緊急権については定めないんだ、行政権の自由な判断の余地をできるだけ少なくするよう制度設計をしたと答弁があります。そして、平素からきちんと立法措置を講じておくことで十分だ、あらかたこういうことを答弁されています。

何の異論もございません。また、武力攻撃事態、戦争はしないにしましても、まだ武力攻撃を受けれる可能性はありますから、それについての備えをしているということも、これは異論はございません。

ただし、災害というのはやはり想定外のことが起りこり得るわけで、やはり、東日本大震災の後で災害対策基本法が改正されたりという必要が生じたのも、発生当時、そうした対応に法的な不備があつたから後で直したわけでありまして、災害発生当時に法的な不備があつたことは、これは間違いないんだろうと思います。後でそれを十分に検討して修復していくということは、これはそれでも努力してまいりましたし、徐々に完備されていくものなんだろうと思います。

しかし、東日本大震災のようなときに憲法が支障にはならなかつたといいましても、先ほども申しましたけれども、南海トラフ地震の被害想定どいうものは、これはもう東日本大震災や阪神・淡路大震災の規模とは格段に違います。しかも、首都機能や、あるいは中央官庁の機能等にも損害が生じるというようなことは從来の枠組みでは想定できぬことであつて、それに対する柔軟に対応するということは立法事実の問題とはまた別の問題なんだろうと思います。

一応、最悪、想定外をなくすということと政府も被害推計を出していいるわけでありまして、それに応じて予想できることを法律で整備していくという努力は当然必要になつてくるだろうと思ひます。

ただ、その発動の枠組み、これは議員任期の問題とか議院解散権の制限であるとかも含めます。どういう被害を想定するか、その規模がどの程度のものであるか、また憲法の規定にその措置が抵触する可能性がないのかどうかということをやはり検討する上から、緊急事態条項というものが必要なんだろうということあります。

ですから、こうした一般的な緊急事態条項、これは日本国憲法に私は必要ないと思うんですが、木村参考人、その点について伺いたいと思います。木村参考人自身もお認めがいかがでしょうか。松浦参考人自身もお認めのように緊急政令の範囲も極めて曖昧であります。

○奥野(総)委員 私、自民党の改憲草案を見まし合と極めて広いですし、松浦参考人自身もお認めのようになります。木村参考人、その点について伺いたいと思います。木村参考人自身もお認めがいかがでしょうか。松浦参考人自身もお認めのように緊急政令の範囲も極めて曖昧であります。

○木村参考人 自民党草案につきましては、緊急政令の対象事項が個別具体的に列挙されていない点はかなり深刻な問題であろうということは、私もそう思つておりますし、多くの憲法学者が指摘するところでございます。

ただ、あの草案では、法律の定めるところにより、法律と同等の効力を定める政令を制定できるとなつております。その前提として「法律の定めるところにより」というふうに書いてあります。法律で定めるところによるというところの意味が、それ 자체がよくわからない条項になつております。

したがつて、あの草案については、そもそも曖昧で濫用の危険が大きいという点とは別に、意味内容を明確化するためにあの文言の意味というのをもつと詰めないと、そもそも議論ができるない条項であろうとは思つております。

○奥野(総)委員 時間もなくなつてしまひましたので、最後に一点伺いたいんですけれども、この例延長であります。これが皆さんにすとんとくる、議論の中で一番議論になつているのは、スポットライトが当たっているのは、国会議員の任期の特例延長であります。これが皆さんにすとんとくる、納得されやすいのは、東日本大震災のときに県会議員の任期を延長した、こういう事例があるからですね。

先ほど来議論になつていますけれども、もちろん、緊急集会を開けば国会の意思決定はできるわけありますけれども、しかし、被災地の当事者である議員がいなくて議論ができるのか。もちろん、法律で定めておけばそんなんですが、ただ、

こうした観点から、議員の任期の特例的延長、長期にわたる場合、長期間選挙が行い得ないような場合に限定しますが、選挙が行われるまでの間の特例的延長を認めるべきかどうか、これについて、それぞれ三人の参考人から伺つて終わりにしたいと思います。

○木村参考人 任期の特例的な延長につきましては、もちろん反対意見もあれば賛成意見もあると、いうことで議論がされているところかと思われます。木村参考人、任期の特例的な延長につきましては、そもそも曖昧で濫用の危険が大きいという点とは別に、意味内容を明確化するためにあの文言の意味というのをもつと詰めないと、そもそも議論ができるない条項であろうとは思つております。

したがつて、あの草案については、そもそも曖昧で濫用の危険が大きいという点とは別に、意味内容を明確化するためにあの文言の意味というのをもつと詰めないと、そもそも議論ができるない条項であろうとは思つております。

したがつて、あの草案については、そもそも曖昧で濫用の危険が大きいという点とは別に、意味内容を明確化するためにあの文言の意味というのをもつと詰めないと、そもそも議論ができるない条項であろうとは思つております。

○奥野(総)委員 時間もなくなつてしまひましたので、最後に一点伺いたいんすけれども、この例延長が当たっているのは、国会議員の任期の特例延長であります。これが皆さんにすとんとくる、納得されやすいのは、東日本大震災のときに県会議員の任期を延長した、こういう事例があるからですね。

先ほど来議論になつていますけれども、もちろん、緊急集会を開けば国会の意思決定はできるわけありますけれども、しかし、被災地の当事者である議員がいなくて議論ができるのか。もちろん、法律で定めておけばそんなんですが、ただ、

予算の措置とかもありますし、できれば当事者で事について透明化するといった対応をしないと、ある地域の議員が国会に出て議論した方がいいんじゃないか、國民主権の、あるいは地域の代表としての観点からもいいんじゃないいか、こういうことを考えております。

○永井参考人 先ほど最初に申し上げたとおり、衆議院議員の任期も参議院議員の任期も憲法で定められております。ですから、特例延長ということは憲法を改正して任期を延ばすことであろうと考へています。この議論を進める場合には、どのように歯止めをかけるのかという議論もあわせて行つていただきたいと考えております。

○木村参考人 先ほど申し上げたとおり、災害関連法規というのではなく常時から準備しておくべきものであり、災害が発生した後に対処すべきものではないと考えます。

まず、この点については、任期を延長できるという場合と、解散されてしまつて地位を失つた人を復活させなければいけない場合とで正統性の疑義という点ではかなり違うのではないかというのは、この憲法審査会において枝野委員においても指摘があつたところかと思ひますし、実際、特例延長の手続をデザインしようとすると、かなり困難な面が多々出でてくることは思われます。

また、特例延長する場合には、誰が延長の期間というものを判断するのかという問題が出てきます。これはみずから任期を延長できるという点は当然蓋然ですし、内閣が好きに決定できるという点は当然蓋然です。

しかし他方で、内閣や国会が任期の延長に関与しないということも考えにくく、もしやるのであれば、こうした国会、内閣の関与とともに、それが適切であつたかどうかについての裁判所の関与が不可欠であろうと、いうことが指摘されておりま

す。先ほど、議員任期は誰がどういう形で決めるのか、延長するのを誰が決めるのか、その必要性をどこが判断するのかということでありましたが、自民党の改憲案でも、緊急事態宣言の妥当性については、国会が機能していればの話ですが、国会がこれに同意する必要があるわけで、その同意がなければこれは失効するわけありますか

ろうと思います。

緊急事態宣言の期間中、その任期が延長されるということであつて、政府が提案し、それに対し解散権の制限といふものを緊急事態において規定しているものだらうと思います。

逆に、衆議院が解散されてしまうということになればチェックがきかないということで、であるからこそ、諸外国の憲法でも、任期の延長、議会解散権の制限といふものを緊急事態において規定しているものだと思います。

○奥野(総)委員 ありがとうございました。

○森会長 次に、齊藤鉄夫君。

○齊藤(鉄)委員 公明党的齊藤鉄夫でございます。

きょうは、参考人の先生方、ありがとうございました。

早速質問させていただきます。

まず初めに、松浦参考人に、ドイツの緊急事態

条項導入の際の合意形成についてお伺いいたしま

す。

ドイツ憲法の緊急事態条項は、十年ほどの長き

にわたる議論を経て、一九六八年に追加されたと

承知しております。

この議論の過程では、最初に提出された改正案では、基本権を制限することのできる緊急命令の

制定権を連邦政府に認める内容であつたため、多くの会派に反対されて廃案になるなどして、最終

的には、政府による緊急命令の制定を認めず議会の役割を重視する、一九六七年に提出された改正案が諸修正を経て成立したと聞いております。

憲法改正に当たっては、幅広い合意を形成することが重要だと考えます。ドイツにおける緊急事態条項の導入においては、どのような経緯を経てこれが重要だと考えます。ドイツにおける緊急事態条項の導入においては、幅広い合意形成が図られたのか、また、そこから我が国の憲法改正論議が学ぶべき点について、ドイツ憲法における緊急事態条項の専門家である松浦先生にそのポイントを御教示いただければと思

○松浦参考人 これは、一九六八年の六月二十四

日の十七次改正で、いわゆる緊急事態憲法という名前で、当時の基本法の条項の五分の一を改正する、あるいは新設するというような大改正が行われた。これは、キーリングが内閣、大連立内閣であります。大連立であつたからこそできたとい

うところがありますが、それに先立つ十年ほどの間、今、齊藤委員が御指摘のように、長い間の議論がありました。

当初は、ワイメール憲法四十八条のような、政

府に緊急政令を言つてみれば包括委任するよう

な、そんなことも考へられていました。

けれども、御指摘のように、議会からこれは非常

に嫌われたという面があります。

最終的に、現在の緊急事態憲法条項の中では、政

府に緊急政令を包括委任するのではなくて、あら

かじめ、防衛事態、つまり防衛上の緊急事態、日

本で言う武力攻撃予測事態

に該当するところでありますけれども、これが議

会の三分の二によって認定されたときに初めて緊

急政令、もう既にできているんですね、法律の中

で、法規命令といいますけれども、これがもうあ

る程度でできているんですね。

法律レベルでは、例えば、食糧確保法であると

かあるいは交通確保法であるとか、水資源の確

保法であるとか、経済金融確保法、いろいろな確

保法、保全法ともいいますが、そういうものがも

うできている。これは、議会がもうあらかじめ法律をつくつてあるわけですね。その中で、法規命令、政令に委任すべきことを限定列記している。その限定列記した中で、緊急事態が起つたらこ

れこれこういうことをやりますよという法規命令を、もうある程度はつくつてあるんですね。

まして、議会が既にそした緊急事態にのみ適用

される法規命令の根拠を提供しておく、ただし、

それは緊急事態が認定されなければ発動はしない

という形をとつておるわけです。

ですから、先ほど来、永井参考人の方からも、

いでしょうか。

期日前投票の場合は、投票日より前に投票を行います。開票については、投票日の投票が終わつてから、ある程度、もう戦時に必要な措置というものはイメージされている。その中で、議会もそれ

は起こりますから、法律の枠組みの中で新たな法規命令をつくつていくという枠組みをつ

くつてある。政府がそれに対して法規命令をあらかじめ用意しておく。ただ、それでも想定外のこ

とは起こりますから、法律の枠組みの中で新たな法規命令をつくつていくという原則が守られていると言つてよい

と思います。

選挙の公平性の中には、このいわば選挙一斉の原則といふべきものが当然の前提とされているの

ではないかと私は考えます。この点、繰り延べ投票は、ごく一部の例外的地域のみで行われるのであればまだしも、選挙を実施できない地域が相当

の広がりを持つている場合、また比例代表のよう

に影響が広範囲に及ぶ選挙制度のものでは、選挙が実施できるようになってから一斉に選挙を実施

する程度であります。

○齊藤(鉄)委員 次に、繰り延べ投票、被災地で

行う繰り延べ投票について、木村参考人と松浦参

考人にお伺いいたします。

選挙ができないから被災地では繰り延べ投票と

いうことが今の制度でもう定められているんです

が、この繰り延べ投票という方式について、これ

は私は選挙の公平性という観点から大いに懸念が

あるのではないかと考えております。

本来、一つの選挙は一斉に投票、そして開票が行われるべきものであります。一部の地域では、他の地域の投票結果を見てから後日投票する

ということでは、有権者の投票行動も選挙運動のやり方も大きく変わってしまうのではないでしょ

うか。

例えば、投開票が済んだ地域の結果が非常に接

戦となつたときに、残された繰り延べ投票の選挙

区の結果次第で選挙全体の結果がひっくり返ると

いうことも考えられないことではありません。そ

の場合は、全国から注目を集めるこの選挙区では、

集中して特別の選挙運動が行われ、有権者も、既

に出ている結果を踏まえて、本来の投票先とは異

なる政党、候補者に投票することもあるのではな

いものではないかと、うふうに思われま

す。

したがいまして、即座に憲法違反の疑いが生じるわけではありませんが、政策的に、そのようなものはできるだけ控えるべきだというふうに考えるのであれば、先ほど永井先生も御指摘されたように、選挙の方法については法律でさまざまな工夫ができるわけありますから、事前にきちんと、そのようなことができるだけないような仕組みを整えておくべきであろうというふうに思います。

○松浦参考人 繰り延べ投票の妥当性について、もちろん憲法の選挙制度に関しての文理解釈の問題というのはさておきまして、選挙結果が一部について出ない、後から投票する、その投票行動がもう既に出た結果を反映してしまうという問題につきましては、齊藤委員の御懸念はもつともあります。私もその趣旨で、先ほど、繰り延べ投票はすべきではないということを申し上げたわけなんです。

これは今回の大統領選挙ではないんですが、アメリカの大統領選挙で、以前、こういうことを聞いたことがあります。西海岸と東海岸で時差がある二時間ですか、時差があつて、一方はもう投票結果が出てしまって、その結果を報道してしまつたのですから、それが後の投票行動に影響を与えたというようなことが生じたということを聞いております。

やるということが大原則なんだろうと思います。これは、憲法解釈の問題あるいは公職選挙法の解釈の問題とは別に、政治的な問題として疑義がある。齊藤委員のおっしゃることは当然のことだろうと思います。

○齊藤(鉄)委員 次に、永井参考人と松浦参考人には、緊急事態における権限集中、人権制限等についてお伺いします。

緊急事態条項を設けるとの議論には、以上のよ

うな大災害により国会議員の選挙を行うことがで

きない場合にどうするのかという点のほかに、内閣総理大臣への権限集中や国民の権利の制限の根拠を規定すべきだとの意見があります。

しかし、国会議員の任期や解散に伴う総選挙の期日が憲法に数字で明記されており、その特例を定めるには憲法改正によるほかないと思われるのとは異なり、現行憲法のもとで必要な危機管理法は既に相当程度整備されており、さらに必要であれば、法改正による対応が可能であると考えます。

緊急事態における内閣総理大臣への権限集中や国民の権利の制限を憲法典に明記する必要はなく、明記すれば、かえつて濫用のおそれもあるのではないかと考えますが、この点、永井参考人、松浦参考人に御所見をお伺いいたします。

四つありますね。

○永井参考人 おつしやるとおり、大変危険なものだと考えます。

昭和二十一年七月十五日の帝国憲法改正案委員会の中での金森国務大臣の答弁、その中で、緊急事態条項を設けないということの趣旨が明確に言わわれております。

一つ目は、民主主義である。民主主義を徹底させ

て国民の権利を十分擁護するためには、非常事態の政府の一存で行う措置は極力防止しなければいけない。

二番目が、立憲主義です。非常という言葉を口

実にして政府の自由判断を大幅に残しておくと、どんな精緻な憲法も破壊されてしまうと、明確に破壊という言葉を使っています。

そして三番目は、憲法上の制度です。特殊な事態があれば、臨時国会を召集する、あるいは参議院の緊急集会を招集する。

四番目が、先ほどから私が申し上げております、法律などによる準備です。特殊な事態に関しては、平常時から法律などの制定によって政府にいつ形で準備しておくんだ、こういうふうに述べて

おります。

ですから、この趣旨は、いつの時代でも当然適用されるべきものであるというふうに考えます。

先ほど松浦参考人がおっしゃっていたことなんですが、想定外の事態が起きたときにどうするん

だということなんですね。

想定外の事態といつて制度を設けたときに、想定外の事態のためにその先に制度を設けるとする。これは想定内になるんですね。だから、さらにその先に、想定外を考え、ここに制度を設ける、そうすると、これも想定内になるんです。そ

うすると、さらに設けなきゃいけない。

このような形で、結局は、想定外の事態とすると、権限がどんどん強くなつていってしまうわけです。そこが危険である、だから、そのようなことはもとから設けないんだ。そして、それに関しては事前に法律によって対処しておくんだというのが憲法のスタンスであるといふふうに考えます。

○松浦参考人 政府への権力の集中が非常に危険である、緊急事態を理由にして、政府の権力、特に国会が有する立法権を大幅に内閣に集中させるといったようなことが危険であるということは、誰も否定しておりません。

先ほどドイツの例を挙げましたが、ドイツも戦後、三権分立制の枠組みというものを極力維持していく、緊急事態だからといって三権分立の例外を認めるということはやめようというところであ

ります。先ほど言つたような委任立法の制度を設けたわけ

あります。

もちろん、でも、想定外のことが起こる。想定

外のことが起こり得るから、それを事前に想定して法律をつくる、それを繰り返していけば、結局、平時のといいますか、一般的の法律によって政府に

権力がさらに移譲されてしまうのではないかといふことも考えられはしますけれども、やはり三権分立制の例外を極力認めないような形で緊急事態

スタンスは変わてはならないんだろうとは思いますが。

人権制限についてなんですが、憲法では公共の福祉による制約というものを認めているんだですか、緊急時であれば、憲法上の公共の福祉によ

る制約というものを解釈して、それで制限を認められるのではないかというお話をなんですが、一

つ懸念をしますのは、緊急事態というのは平時ではないわけなんですね。平時でないときの人権の制限と、それから平時の公共の福祉による制約といふものとを同じレベルで議論していいのかどうかという問題です。

やはり平時は平時で、ある手続を経て、有事といますか緊急事態になる。平時と有事の区別がなくなつてしまいますと、結局、平時の有事化のままに国会が有する立法権を大幅に内閣に集中させるようなものを招くのではないか。それを公共の福祉という漠然とした概念でもつてカバーしてしまったという場合には、憲法解釈としてちょっとどうかなどいうところはあります。

従来から、公共の福祉による制約というのは、非常に、人権相互間の衝突の解消であるとか、政

策目的によつて人権を制限する原理としては解釈してはならないという、消極的な解釈が一般的であります。

あつたように思われますので、その後、緊急時でも公共の福祉による制約でカバーできるというところについてはちょっと抵抗があるところであります。

もともとから設けないんだ。そして、それに関しては事前に法律によって対処しておくんだというのが憲法のスタンスであるといふふうに考えます。

○永井参考人 おつしやるとおり、大変危険なものだと考えます。

昭和二十一年七月十五日の帝国憲法改正案委員会の中での金森国務大臣の答弁、その中で、緊急事態条項を設けないということの趣旨が明確に言われております。

一つ目は、民主主義である。民主主義を徹底させ

て国民の権利を十分擁護するためには、非常事

態の政府の一存で行う措置は極力防止しなければいけない。

二番目が、立憲主義です。非常という言葉を使つて

いております。そして三番目は、憲法上の制度です。特殊な事態があれば、臨時国会を召集する、あるいは参議院の緊急集会を招集する。

○森会長 次に、大平喜信君。

○大平委員 日本共産党の大平喜信です。参考人の皆様、貴重な御意見、ありがとうございました。

質問させていただきます。

災害時における緊急事態が議論をされておりましたが、自民党的改憲草案の同条項では、災害だけではなく、むしろ戦争や内乱が先に挙げられております。そして、その本質は憲法原則である権力の分立と人権制限であり、まさに憲法停止条項だ

と私は考えております。

永井参考人は御著書の中で、この自民党改憲草案における緊急事態条項を、政府の独裁を認める理由を詳しくお聞かせください。あわせて、災害対処のために内閣に権限を集中させることが果たして有効な手段なのかについても御意見を伺います。

木村参考人にも、自民党草案は、内閣総理大臣は緊急事態の宣言を行う、そのとき、内閣は法律と同じ効力の政令を制定できる、内閣総理大臣は財政の処分ができる、予算が議決ができるというふうに定めています。

まず、目的についてなんですが、緊急事態の要件は法律で定められるとしています。そうすると、最初に憲法に大規模災害の場合と規定していたとしても、後に、戦争とかテロとかストライキとかあるいは大規模なデモとか、どんどん挿入していくことが国会の過半数の議決によって可能なわけです。

それから、措置の期間、これについての制限がありません。このような特別なことに関して制限がないというのは大変危険であると考えます。逆に、百日を基準に持続することを予定しておりますが、参議院の緊急集会さえ請求できない場合にこれを実施するということは一応考えられますが、最初は請求から五日目、二回目は請求から四日目に招集できています。百日というのは余りにも長過ぎるのではないかと思います。

それから、内閣は法律と同一の効力、同等の効力を有する政令を制定できるとしていますが、これについて、国会が機能しない場合という限定がありません。国会が閉会とか、衆議院が解散して、なお臨時国会あるいは参議院の緊急集会が求められない場合という限定がないわけです。大日本帝

国憲法の緊急勅令さえ、議会閉会のときと限定したことになってしまいます。

そして、これは、事後に国会の承認を要するとして、これが得られない場合には効力を失います。

木村参考人にも、自民党草案は、内閣総理大臣は緊急事態の宣言を行う、そのとき、内閣は法律と同じ効力の政令を制定できる、内閣総理大臣は財政の処分ができる、予算が議決ができるというふうに定めています。

まず、目的についてなんですが、緊急事態の要件は法律で定められるとしています。そうすると、最初に憲法に大規模災害の場合と規定していたとしても、後に、戦争とかテロとかストライキとかあるいは大規模なデモとか、どんどん挿入していくことが国会の過半数の議決によって可能なわけです。

それから、措置の期間、これについての制限がありません。このような特別なことに関して制限がないというのは大変危険であると考えます。逆に、百日を基準に持続することを予定しておりますが、参議院の緊急集会さえ請求できない場合にこれを実施するということは一応考えられますが、最初は請求から五日目、二回目は請求から四日目に招集できています。百日というのは余りにも長過ぎるのではないかと思います。

それから、内閣は法律と同一の効力、同等の効力を有する政令を制定できるとしていますが、これについて、国会が機能しない場合という限定がありません。国会が閉会とか、衆議院が解散して、なお臨時国会あるいは参議院の緊急集会が求められない場合という限定がないわけです。大日本帝

党草案の文言のままでありますと、これは、緊急事態条項の導入に賛成する方から見ても大変危険なものに見えることは否定できないことです

あります。私は、こちらにいらっしやる自民党の方々とも含めて、この草案にかかわった自民党の方々とも意見交換をさせていただく機会を幾つかいただいたことがあります。こうした指摘を自民党の方々に議会の承認が得られない場合は将来に向かっても効力を失うという規定がありました。要するに、

同じです。大日本帝国憲法の緊急勅令さえ、事後に議会の承認が得られない場合は将来に向かっても効力を失うという規定がありました。要するに、及ばないということになります。

そして、政令で規定できる対象に限定があります。全ての事項について政令が制定できて、緊急事態と無関係な政令も制定できるわけです。例えば、熊本地震で緊急事態だといった場合、熊本地震と無関係な事項について、法律と同一の効力がある政令が制定できるということです。ですから、刑事訴訟法の改正もできる、公職選挙法の改正もできる。あるいは、前に出た安保法制のようなものも制定できてしまうということになるわけです。

これは、実質的には内閣に対して国会の立法権を全権委任する法律ではないかということです。私の方でそのようなことを書かせていただきました。私のお隣にいる木村先生は、内閣独裁条項というふうに書かれていたと思います。

以上です。

○木村参考人　自民党草案における緊急事態条項については、ここまで松浦先生、永井先生からも御指摘がありましたように、まず、やはり、法律

国会議員の任期延長を憲法に明記すべきだという意見がありますが、私は、それは国民の選挙権の停止によります。選挙権の停止により民意を聞く機会を奪うことは、まさに国民主権の侵害ではないでしょうか。

その点で重大なのは、戦前、明治憲法では、先ほど来りますが、衆議院の任期は法律で定められていましたため、一九四一年に特例法により任期を延長することで、戦争を遂行するための挙国一致体制がつくられたことです。

また、地方自治体への指示の規定が地方自治の否定につながりかねないこと、あるいは、国民の権利保障を保障ではなく尊重レベルに抑えるといふような規定もまた人権保障を後退させるであろうということでありまして、文言について、自民

して存在することの重要性を強調しています。だからこそ、國民主権が確立した戦後の日本では、いつときの権力者の思惑で簡単に任期が動かせないよう、憲法に明記したのだと思います。

この選挙権の停止と憲法の制定過程に関する御見解をお一人にお伺いいたします。

○永井参考人　学者ではございませんので、余り詳しいことはちょっと理解しておりませんが、まず、任期の延長が国民の選挙に関する権限を奪うのではないか、それはおっしゃるとおりであるとうふうに考えております。

したがいまして、善意で解釈をすれば、これは自民党の先生方が考へている内容に比べて文言がかなりきついものになってしまっているという可能性はございますので、そうなのであれば、これはもう一度自民党の中で検討をして、疑惑のないような、きちんととした緊急事態条項として提案してしまないと、やはり疑惑を向けられたままになってしまい、残念なことになるということを指摘しておきたいと思います。

○大平委員　ありがとうございました。

続いて、永井参考人、木村参考人にお伺いいたしました。

国会議員の任期延長を憲法に明記すべきだという意見がありますが、私は、それは国民の選挙権の停止によります。選挙権の停止により民意を聞く機会を奪うことは、まさに国民主権の侵害ではないでしょうか。

その点で重大なのは、戦前、明治憲法では、先ほど来りますが、衆議院の任期は法律で定められていましたため、一九四一年に特例法により任期を延長することで、戦争を遂行するための挙国一致体制がつくられたことです。

また、地方自治体への指示の規定が地方自治の否定につながりかねること、あるいは、国民の権利保障を保障ではなく尊重レベルに抑えるといふような規定もまた人権保障を後退させるであろうということでありまして、文言について、自民

が国民と表裏一体化しているかどうか、現実にあらわされなければならぬと、国会が国民の代表と

して存在することの重要性を強調しています。だからこそ、國民主権が確立した戦後の日本では、いつときの権力者の思惑で簡単に任期が動かせないよう、憲法に明記したのだと思います。

この選挙権の停止と憲法の制定過程に関する御見解をお一人にお伺いいたします。

○永井参考人　今御指摘いただきましたように、

制定過程においては、任期の延長というものが権力の濫用につながるということへの意識は強くあつたものというふうに思われます。

また、現在、任期の延長が提案される場合には、その歯どめのかけ方についての議論があわせ提案されることが私は乏しいと思つておりますので、こうした提案をされる方におきましては、ぜひとも、どうやつて不当な濫用に歯どめをかけるのかという具体的な提案もあわせてしていただきたいというふうには考えております。

また、国民主権の侵害であるという点であります

が、当然これは、任期をきちんと守り選挙が行われることが、どのような憲法規定を置くとしても、憲法上の原則となるということは当然の前提であろうかと思います。

また、先ほど来強調されておりますように、選挙の時期や方法を法律で工夫することによって緊急事態に対応しやすい選挙の仕組みをつくること

はまだ可能であろうというふうに思われます

し、また、今のように自由な解散権の行使が認め

られている状況におかれましては、解散が自由に

行われるということは、当然、選挙の回数があえ、選挙が災害に当たつてしまふ可能性も高くなると

いうことでござりますから、解散権の制限ということは、今皆さんのが御懸念されているような災害

と選挙が重なつてしまふという危険を減らす面で

も、非常に有効な方法であろうということを指摘しておきたいと思います。

○大平委員 ありがとうございます。

続いて、松浦参考人と永井参考人にお伺いいた

します。

松浦参考人は、いたいた資料の中で、ドイツ

での緊急事態における憲法規定では、自然災害への対処は、一義的には各ラントの任務であり、連邦の役割は、ラントによる措置の補完だというふうに述べておられます。この点について具体的的に教えてください。

時に国に権限を集中させたり、あるいは議会の任期を延長するといった憲法の規定があるのかどうか、教えてください。

○松浦参考人 まず、ドイツの現在の基本法、憲法の中で、災害対応についてどのように規定されているのかといたしますが、そもそも災害対応に関しましては、ドイツは連邦国家でありますから、各州、ラントと言つておりますが、各州が立法権を有しております。

したがいまして、連邦憲法あるいは連邦法で災害対応を細かく定めるということはしておりません。各州の、これは災害防護法という名称でありますけれども、各州がそういった法律をつくりまして対応しております。

ただし、州の権限でありますから、やはり広域災害になりますと、各州単独、ばらばらで対応するというわけにはまいりません。そこで、やはり連邦レベルでの調整というものが必要になります。このときには、連邦軍の兵士が四万五千人派遣され、かなり大規模な災害対応をしたことがありますけれども、首都圏の機能が滞る、大都市圏の機能を喪失するというようなものではございません。基本的には、ドイツの場合には、洪水災害が主なもの、あるいは雪害ですね。地震災害はほとんど検討されておりません。そういう意味で、災害といましても、日本ほどの激甚災害というものは想定していないんだろうと思います。

ただし、戦争事態、戦争の場合には、これは連邦の権限として、戦時における非戦闘員の保護、日本で言う国民保護であります。これは連邦の権限です。ですから、連邦の権限において、戦時における文民保護、住民保護というものは連邦法で定めております。

ついでに言つておきますと、九・一、アメリカの同時多発テロ以降、戦時における文民保護と力の融合する傾向を示しております。そういうものと災害時における住民保護というものが、これが融合する傾向を示しております。そういった意味では、連邦と州の協力体制というものは一層強化されたということが言えると思いま

す。

つまり、基本としては各州が災害対応についての権限を持つているけれども、広域災害、あるいは一つのラント、州の中で起つた激甚災害について、その州だけでは対応できない、ほかの州の援助を求めるということも必要になつてしまります。

そのため、連邦法の三十五条が災害緊急事態について定めておるんですが、このよだな条文です。

その該当部分だけを抜き出しまして申しますと、自然災害または特に重大な事故の際の援助のため、ラントは、ほかのラントの警察力、ほかの行政官庁の人員及び施設並びに連邦国境警備隊及び軍隊の人員及び施設の提供を求めることがで

きます。これが第二項。

それから第三項、自然災害または事故が複数のラントの領域に危険を及ぼす場合には、連邦政府は、これに有効な対処をするために必要となる限りにおいて、ラント政府に対し、他のラントに警察力を提供するよう指図し、並びに警察力を支援するためには、ラントの警備隊及び軍隊の部隊を出動するためには、ほかの州に要員を提供しなければなりません。あとは法律で定めています。

ドイツの基本法です。それは、先ほど松浦参考人がおっしゃったとおり、三十五条二項で、被災数のラントに被害が生じる場合には、これは連邦がリーダーシップをとつて、連邦機関から要員を派遣するというふうなことを例外として憲法に定めているわけであります。そういった意味で、州の権限ではありますけれども、連邦の行うべきことは多いということが言えます。

二〇〇二年でしたか、エルベ川とドナウ川が氾濫を起こしまして、広域災害になつたケースがあります。このときには、連邦軍の兵士が四万五千人派遣されて、かなり大規模な災害対応をしたことがありますけれども、首都圏の機能が滞る、大都市圏の機能を喪失するというようなものではございません。基本的には、ドイツの場合には、洪水災害が主なもの、あるいは雪害ですね。地震災害はほとんど検討されておりません。そういう意味で、災害といましても、日本ほどの激甚災害というものは想定していないんだろうと思います。

ただし、戦争事態、戦争の場合には、これは連邦の権限として、戦時における非戦闘員の保護、日本で言う国民保護であります。これは連邦の権限です。ですから、連邦の権限において、戦時における文民保護、住民保護というものは連邦法で定めております。

先ほど松浦参考人おっしゃつたとおり、州が主体になる、そして、それに對しては、国が場合によつては補完するというの、先ほど私が申し上げたとおりなんですね。要するに、被災地域の自治体が第一次的な権限を持つて、それを国が後方支援するという形になるわけなんです。

日本の場合も、第一次的な権限は市町村が持つ、その後方支援を都道府県が行う、さらにその後方支援を国が行うという構造になつていています。しかし、市町村が機能しなくなつたら、そのときは都道府県がそれを代行するという規定があります。さらに、市町村が機能しない、都道府県も機能しない、そして、避難者が広域に及んだときは、国がこれに關して代行を行うという規定があります。ですから、構造としては、同じ発想をしてい

ります。ですから、構造としては、同じ発想をしてい

○永井参考人 比較するのであれば、主要四力が、ドイツ、フランス、イギリス、アメリカを見ると、災害の國家緊急権を憲法で定めるのはドイツだけです。あとは法律で定めています。日本も

ほのかの、フランス、イギリス、アメリカの法律の制度を見ても、第一次的な権限は市町村が持つんだ、国はこれを補完するという傾向は変わりま

せん。

○大平委員 ありがとうございました。

○森会長 次に、足立康史君。

○足立委員 日本維新の会の足立康史でございます。

参考人の先生方、きょうはありがとうございました。急事態条項等について、立場を明確にまだ決めておりません。一方、既に憲法改正草案については公表しております。その中で、今も話題になりまして国と地方の関係、道州制等の統治機構改革について、詳細な、具体的な提案をさせていただいています。また、憲法裁判所についても三本柱の一つとして提示をさせていただいております。

こうした立場から、きょうは質問をさせていただきたいと思います。

まず、永井参考人に伺いますが、永井参考人は先ほど、災害対策については、準備していないことはできないんだと。これはまさに御見識である、こう思いますが、なぜ準備ができないのか。

今、いろいろな法律が既にあるという御指摘もいただきましたが、実際、弹力的運用の通知が千通流れ、あふれ返った、そういう大震災の経験を踏まえて、やはり国会がやるべきことがまだまだあるんだ、こういう御指摘であつたと思いませんが、一方で、なぜそれが今の国会にできていないのかといえば、それは憲法に緊急事態に関する規定がないから、違憲を恐れて抑制的になつてゐるからではないかという指摘、あり得るかどうかわかりません、私は、永井参考人の意見に対しではそういう意見を持ちました。

国会というのなかなか難しいところで、先般の平和安全法制を見ても、憲法適合性をめぐつてあれだけの大混乱になる今の国会において、永井参考人がおっしゃるような十分な準備が、今の憲法のまま、できるのかどうか。どうお考えでしょうか。

○永井参考人 まず、自治体レベルでなぜなかなか準備ができるいないのか。これは、先ほど申し上げたとおり、いつ起るかわからない災害のために時間と労力、お金を費やすよりは、やはり目の前にある課題、それに對して対処するということが優先されてしまうからということなんですね。特に、職員の数、今はどんどん減らされています。そして、自治体も統合されてしまつていてね。特に、職員の数、今はどんどん減らされています。そこで、ななかなそこに手が回らないということになります。

そうすると、千通の通知が来たとき、災害が起きたとき千通の通知が来て、それは彈力的な運用で、これは間違いなく省庁は善意でやっているんですが、大変なことになるわけですね。そうするとと、それに関して整理して、災害のときに直ちに使えるようにするのはどこかといえば、これは立法院の仕事であるということになるわけです。

先ほどから申し上げているとおり、緊急事態条項がないから立法府が動けないというよりは、災害対策をするにはどうすればいいのか、それは、現場が一番重要であるということです。そして、現地に行つて被災者の話を聞いて、現地を見て、どのような課題があるか、それについて検討して、そしてその対策を立てる、それが一番大事なことです。

それをぜひやつていただきたい。やつていないうことは言いません。でも、立法府にはぜひそれをやつていただきたいんです。そうすれば、どんどん変わつてきます。

○足立委員 ありがとうございます。

関連して松浦参考人に伺いますが、松浦参考人も、緊急事態条項の必要性、これを御指摘になられるとともに、あわせて緊急事態基本法でしたか、その関連の法整備をしつかりと並行して行うことです。

その点においては、足立委員と全く意見は同じでありますし、また、永井参考人の御意見も、基本的にはそういうことではないかという気がするんです。

ついでと言つてはなんですかけれども、先ほど道州制の問題がちょっと出ましたので、ちょっと触れておきたいと思うんです。

先ほど永井参考人の方から、要は、災害対応と

ことによつて、例えば緊急政令等の解釈とかについても確定していけるんじゃないかな、こういう御指摘であったかと思いますが、私は、まだ立法府がどこまで法律ができるのかということを突き詰めて議論をしていく感じでいます。

そういう意味では、松浦参考人も、緊急事態条

項、憲法改正の必要性を御主張なされているわけですが、例えは、この憲法審査会で緊急事態条項

を、憲法を改正するかどうかを議論する前に、まず立法府で、立法府というか国会で、法律レベルでどこまでできるのかということ、あるいは、憲法解釈の変更も含めて現行憲法下でどこまで緊急事態に対応できるのかということをまず議論すべきではないか、私がそう申し上げると、それは賛成だと言つていただけるかどうか。

○松浦参考人 賛成であります。

要は、法律でできることはそれでやればいいので、先ほど来言つておりますように、いろいろな被害想定がある、こういうケースにおいてはこういう措置が必要だから法律でこれを定めましょう、政令を整備しましよう、その話をまずする。その上で、法律ではちょっとこれは難しいね、この議員任期の問題もそうですけれども、こういふ問題が出てきたときに、やはり緊急事態条項が必要ではないか、憲法の例外を認めるべきではないか、ただ、そこには、権力の濫用があつてはならないで国会による歯どめが必要であるとか、そういう議論をすればいいのであって、順序としては、やはり法律レベルの整備というものを先行して、あるいは憲法論議と並行してやつていくといふことが必要なんだろうと思います。

○足立委員 ありがとうございます。

引き続いて松浦参考人に質問させていただきます。ですが、木村参考人にもぜひ御意見を賜りたいんですけど、木村参考人は、冒頭、解散権の話を中心にされましたので、私からは質問しませんが、もし御意見を賜れればと思います。先に、永井参考人、そして松浦参考人に質問をさせていただいております。

松浦参考人に引き続いて御質問は、今、道州制の話をさせていただきましたが、また、していただきましたが、もう一つ、私どもは憲法裁判所の提案をしています。

安保法制の国会審議を見ていたいでもわかるよう、一体、国会でどこまで法律で措置できるかは、実はわからないんですね。内閣が憲法解釈を変更し、立法府で過半数で法律を制定すれば、何でもできちゃうわけです。したがつて、我々は、この安保法制、平和安全法制の経験から、憲法裁

せになりますのは、行政単位が非常に狭いという点ですね。

先ほど、ドイツのケースは、全部で十六州あるわけですから、連邦国家ではありませんから、ですから、地方にその権限を移譲して、災害対応のための法律をそれぞれつくるということもできます。州それに裁判所もありますし、議会もあります。州それに裁判所もありますし、議会もあります。行政単位も都道府県、数が非常に多いわけです。それほど広くもない。そういうところで広域災害が起つたときに、非常に混乱を来すというところがあるわけです。

ですから、そのような連邦国家ではないわけですね。

それほど広くもない。そういうところで広域災害

が起つたときに、非常に混乱を来すというこ

とを災害対応においても考えるべきではないかと

いうように考えております。

から、憲法裁判所の創設を提案しています。
きょう松浦参考人からお話をいたいた内容についても、憲法裁判所の規定があるかないかで緊急事態条項の定め方は変わってくるのではないかと思いますが、どうでしょうか。

○松浦参考人 憲法裁判所というのはいろいろなパターンがありますので、一概には申せないわけですけれども、ドイツの例を申しますと、憲法解釈において、従来は憲法違反だと政府自身が認めていたことを覆す。特に安全保障の分野においては、安全保障というものは生き物でありますから、非常に、国際環境によって憲法による制約というものを変えいかざるを得ない部分もあります。ドイツにおいてもそうでありました。

冷戦時代に、NATOの外には軍事派兵はしないという憲法解釈、これは違憲であると政府自身が認めておつたんですけれども、これを、一九九〇年代、冷戦が終わって国連中心主義だということで、特にバルカン半島で内戦が起つたときにNATOがこれに介入する、ドイツもNATOの一員ですから参加しなければいかぬということで、従来憲法違反だと言つていていたことを合憲であるという方向にかじを切つたわけですが、これについては違憲だということで憲法訴訟がたびたび起つきました。

最終的に、一九九四年の七月十二日の判決で、連邦憲法裁が合憲だと認めました。これは、安全保障に対応するためには憲法解釈を変えるを得ないという政治的な要請と、にもかかわらず憲法による制約、これが侵略主義に走つたりというようないことがないように、あるいは議会を無視して派兵をすることがないようにということで、憲法裁判所が派兵手続きの枠組みを判例の中で示しました。

このようなことどいうのは日本においても起つり得る問題でありますし、まさにこの間の平和安全法制の場合、集団的自衛権、従来は一律違憲だと言つていたものを、自衛のための最小限度であればそれは行使できるのではないかと。

これは、従来、集団的自衛権の行使が違憲だと言つていたのは政府見解であつて、司法判断でも何でもないわけです。ですから、政府がそれを変えるということも容易にできてしまつ。そこはやはり司法判断というものが積極的に示されるとい

うことが重要であつて、それを合憲とするか違憲とするかはもちろんケース・バイ・ケースであります。ましようけれども、やはりそうした司法の憲法解釈というものを個々の憲法政策の中で示し得る体制というのは、非常に重要な意味を持つてゐるのではないかと思います。

ちなみに、ドイツは、緊急事態、これは防衛事態、戦時であります、憲法裁判所の機能というものは保持しなければいけないということを憲法に明記しております。

○足立委員 ありがとうございます。

あと、松浦参考人の御意見で、日本は災害が多いんだ、こういう前提がますざいました。私は、それに加えて、やはり東京一極集中が極端に進んでいる、これも世界でもまれな首都でありますので、こういうことも恐らく議論には関係してくるだろうな、こういう感想を持ちました。

その上で、もう時間がありませんので、松浦先生にはもう伺ひましたが、永井参考人、特段、松浦参考人がおつしやつたことについて、もしコメントがあれば。それから、木村参考人、一言もいただいていませんので、ぜひコメントをいただければと思います。それで終わりたいと思います。

○永井参考人 では、ちょっと短くお話ししま

するのかによつて大きく変わってきて、違憲であるという判断をすべきところを、逆に、合憲であるというお墨つきを与えてしまつ危険性があるというふうに考えております。

○木村参考人 ありがとうございます。

憲法裁判所についての御指摘がございました。

憲法裁判所は、先ほど私がお話ししました解散権の合憲性を判断する上で、ドイツではかなり活用された制度でありますし、また、きょう話題になつております緊急時の対応、あるいは自衛隊の海外派遣のような場合の合憲性の判断についても活用できる制度と思われます。しかし、こうした制度をいきなり導入するということはなかなか難しいので、何らかの形で類似の実績を踏むべきものと考えます。

維新の会として憲法裁判所を提案されるのであれば、当然、このような方々を裁判官にというイメージがあるかと思いますが、そうした方々を参考人に呼べば、別に憲法裁判所をつくらなくても、個々の事象について憲法判断をしてもらえること

だと思いますので、例えば、災害時の対応があつたときあるいは解散があつたときに、それについての憲法判断、あるいは法律上の判断を含め総合的な判断をしてもらう場をこういう場で設けて、その実績を積み上げていくこと、これが憲法裁判所の設置につながつていくこととはあり得るのではありませんかと、そういうことを指摘させていただきたいと思います。

○足立委員 ありがとうございます。

○森会長 次に、照屋寛徳君。

○照屋委員 社会民主党の照屋寛徳です。

最初に、永井参考人にお聞きをします。

これまでの質問と多少重複するかもしれません

が、具体的な事例に絞つてお答えをお願いします。

衆議院の解散後、総選挙直前に大規模災害が発生した場合、あるいは衆参ダブル選挙直前に大規

模災害があつた場合、さらには衆議院議員の任期満了による選挙直前に大規模災害が発生した場合などにおいて、憲法改正の上、任期の特例を定める緊急事態条項を設けることは必要なんでしょうか。

○永井参考人 不要であると考えます。

もともと、本来、衆議院と参議院によつて法律と予算は審議、議決されるわけですが、今おつしやつたように、衆議院が解散されたときはどうなるか。これは、憲法上の明文で、参議院の緊急集会があります。

それから、おつしやりませんでしたけれども、参議院の通常選挙の直前に大規模災害があつたとしても、この場合は、衆議院があるし、参議院は

ますが、これは、ちょっと憲法学者としてではないかもしれません、御意見がありましたら、おつしやつていただければと思います。

○松浦参考人 国土強靭化とか、首都機能を移転するという話はもう大分前からあって、分都とか遷都とか、いろいろな案が提案されてはおりますけれども、進んでいるという印象は余り持つてないわけあります。やはり、全て東京に集中して、これが壊滅したらもう終わりというようなふうに考えております。

非改選議員一分の一がおります。国会の定足数は

三分の一です。衆議院、参議院、両方が存在します。

それから、衆議院と参議院のダブル選挙の場合、これは参議院の任期満了のときに衆議院を解散して衆参同日選挙をする場合ですが、この場合は、衆議院が存在しませんが、参議院があり、非改選議員二分の一がいます。ですから、参議院の緊急集会を求めることがあります。

衆議院の任期満了のときですが、先ほど申し上げたとおり、憲法の明文では、衆議院解散のときに参議院の緊急集会を求められるとありますけれども、もちろん解散によって、衆議院の任期満了のときも参議院の緊急集会を求めることができるというふうに考えられます。ですから、この場合も審議、議決が可能であるというふうに考えますので、憲法上対処することはできるというふうに考えております。

○照屋委員 社民党は、我が国において国家緊急権としての非常事態条項を憲法に盛り込む必要性はなく、そのための改憲には反対の立場であります。

さて、もう一点、永井参考人にお聞きをしますが、過去三度にわたって国会で廃案になつた共謀罪が、テロ等準備罪と名称変更の上、閣議決定されました。最近、二〇二〇年東京オリンピック・パラリンピックへのテロ攻撃の防止を理由に、改憲の上、非常事態条項を設けるべきとの意見がありますが、テロは国家緊急権が発動される非常事態に当たりますでしょうか。

○永井参考人 通常の国家緊急権の定義の場合、

国家緊急権とは、平常時の統治機構をもつとして

は対処できない非常事態に適用するといふい方はあります。平常時の統治機構というのは何でしょうか。それは、国民民主権の上で三権が動くことです。国民が国会議員を選出し、国会が法律をつくって、内閣がその法律を執行して、裁判所がその法律で判決をすることです。

テロは単なる犯罪であり、平常時の統治機構は通常は機能しております。例えば、アメリカで九・

一一がありましたけれども、あれは平常時の統治機構は機能しています。フランスでもテロがありますが、平常時の統治機構は機能しております。

テロの場合に国家緊急権を認めるべきかどうかという意見がありますが、私は反対です。

まず、憲法政策なんですが、テロというのは、自然災害と異なって、必ず起きることではあります。これは政策によって回避することができます。

ものだと考えています。紛争が起きているときの中立性の維持とか、紛争当事者のいずれの側にも立たないようになります。あるいは、紛争の平和的解決のために、側面から解決するための話し合いの場を設けるために努力するとか、そういう

形によって回避できると考えます。

それから、二つ目の理由は、日本国憲法の趣旨です。先ほど言いましたけれども、濫用の危険から国家緊急権は憲法に規定しないが、平常時の対処については法律によって準備しておく。テロに関する点を国内につくらせない、そしてテロを起こさせないように、準備していないことはできないんです。テロに関しては、入国させない、それから拠点を国内につくらせない、そしてテロを起こさせないという原則に基づいて我が国は政策を行つてきました。最近、二〇二〇年東京オリンピック・パラリンピックへのテロ攻撃の防止を理由に、改憲の上、非常事態条項を設けるべきとの意見がありますが、テロは国家緊急権が発動される非常事態に当たりますでしょうか。

○木村参考人 私も同じなんですが、もう一つつけ加えますと、テロといいましても、さまざまなものがあります。その烈度、つまり、九・一のテロ事件のように銃を乱射して数十名が亡くなるという大規模テロで何千人も亡くなるといったようなこともありますし、また、この間のパリのテロ事件のように銃を乱射して数十名が亡くなるというケースもあります。その被害規模によつても違いますし、また、テロが、誰が指導したのかということにおいていろいろと変わつてこようと思います。外部から第三国によって指導されたのか、あるいは国際テロ組織によって指導されたのか、あるいは国内の反政府勢力によって、國內のみにおいて完結したものなのかということによつて法的な評価と、いうものは変わつてくると思います。

そういった意味で、先ほど来言つておりますように、犯罪として国内治安の維持の問題として処理すべき法律上の問題もありましょうが、特に、大規模テロによって国家機能を喪失させるようなものが行われる、これは、現行の武力攻撃事態対処法制の中でも緊急対処事態というものがありますが、これで、これに関しては、情報交換をほかの国と十分に行なうこと、これが重要であります。あるいは、入管法によって制限する、あるいは資金を与えない。

○照屋委員 ですから、このような場合、テロに関しても國家緊急権の制定は必要ないといふに考えておられますけれども、憲法上、テロは国家緊急権が発動をされる非常事態に当たりますか。

○木村参考人 憲法学上は、国家緊急権という言葉はさまざまな意味で使われますので、その言葉

の意味次第であります。それは、何かしら政府が対応しなければいけない事態という意味であります。当然該当するでしょうし、一方で、憲法違反

という意見がありますが、私は反対です。

まず、憲法政策なんですが、テロといふは、自然災害と異なって、必ず起きることではあります。これは政策によって回避することができます。

ものだと考えています。紛争が起きているときの中立性の維持とか、紛争当事者のいずれの側にも立たないようになります。あるいは、紛争の平和的解決のために、側面から解決するための話し合いの場を設けるために努力するとか、そういう

形によって回避できると考えます。

それから、二つ目の理由は、日本国憲法の趣旨です。先ほど言いましたけれども、濫用の危険から国家緊急権は憲法に規定しないが、平常時の対処については法律によって準備しておく。テロに関する点を国内につくらせない、そしてテロを起こさせないように、準備していないことはできないんです。テロに関しては、入国させない、それから拠点を国内につくらせない、そしてテロを起こさせないという原則に基づいて我が国は政策を行つてきました。最近、二〇二〇年東京オリンピック・パラリンピックへのテロ攻撃の防止を理由に、改憲の上、非常事態条項を設けるべきとの意見がありますが、テロは国家緊急権が発動される非常事態に当たりますでしょうか。

○木村参考人 ありがとうございます。

中央政府で議院内閣制をとつておられるといひました。しかし、日本国憲法は、御指摘がございましたように、地方自治が保障されておりまして、沖縄県の尊重、表現の自由、報道の自由、憲法前文の平和的生存権などについて、どのようにお考へで

事態の問題に発展しようかと思います。

○照屋委員 木村参考人にお伺いします。

事態の問題に発展する可能性もあります。

沖縄では、主席公選、いわゆる今の知事公選、それから国政への参政権が、無憲法下のアメリカの軍政下にあって、県民による激しい闘いによつてかち取られました。

参考人は、現在、地元紙に憲法をテーマに評論を書いておられます。復帰後、今日の沖縄の反憲法下の状況をどのように捉えておられますか。また、辺野古新基地建設の反対運動に見られる、議院内閣制のもとでの民意の尊重のあり方、地方自治の尊重、表現の自由、報道の自由、憲法前文の平和的生存権などについて、どのようにお考へで

しょうか。

○木村参考人 ありがとうございます。

中央政府で議院内閣制をとつておられるといひました。しかし、日本国憲法は、御指摘がございましたように、地方自治が保障されておりまして、沖縄県の尊重、表現の自由、報道の自由、憲法前文の平和的生存権などについて、どのようにお考へで

事態の問題に発展する可能性もあります。

また、米軍基地問題については、私は、米軍基地問題につきまして大きな問題であるというの

地問題につきまして大きな問題であるというの問題があります。米軍基地の設置に伴つて生じるさまざまな自治体に對しても地方自治の本旨に基づくさまざまな保障が与えられるべきこと、これは憲法を読めば明らかであろうかと思います。

また、米軍基地問題については、私は、米軍基地問題につきまして大きな問題であるというの問題があります。米軍基地の設置に伴つて生じるさまざまな自治権の制限について明確な法律上の根拠を欠いている点が大きな問題であり、それによつて自治権の制限が条約に基づいてのみ行われてしまつて、それが当然、それが地方自治の本旨にのつとつたものであるという要求もかかってきますし、特定の自治体のみ自治権を制限するということになれば、これは憲法九十五条に基づき自治体の住民投票による承認が必要ということになつてくる

わけあります。これを条約を根拠に行ないます

と、これらの憲法九十二条や九十五条の要請がバイバス、脱法、あるいは脱憲されてしまう、そういう問題が生じるわけありますから、米軍基地問題についてきちんと法律事項として扱っていくこと、これが重要であり、また民意の反映という観点からも重要であり、憲法の文言からもそのような解釈は自然であるというふうに私は考えているところでございます。

○照屋委員 ありがとうございます。

○森会長 これにて参考人に対する質疑は終了いたしました。

この際、一言御挨拶を申し上げます。

参考人各位におかれましては、貴重な御意見をお述べいただき、まことにありがとうございました。憲法審査会を代表して、心から御礼を申し上げます。

本日は、これにて散会いたします。

午前十一時三十三分散会

平成二十九年三月二十日印刷

平成二十九年三月二十一日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局